

慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを願ふことをお願いいたす次第であります。

次に、たゞいま提案になりました農業信用基金協会法案の提案理由を御説明申し上げます。

農業の生産性の向上と農業經營の改善をはかりますためには、農業經營に必要な資金の融通を円滑にすることがきわめて重要であります。このため、農業者等が農業協同組合その他の融資機関から資金を借り受ける場合に、その貸付金にかかる債務を保証することをおもな業務とする農業信用基金協会の制度を確立する必要がありますので、この法律案を提出するものであります。

この法案は、さきに第三十八国会に政府が提案し御審議いただきました農業信用基金協会法案を衆議院農林水産委員会における修正による修正を加えたもので、その内容は次の通りであります。

第一点は協会の業務についてであります。すなわち、この法律案では農業者等とは、農業を営む者、農業に從事する者、農業協同組合、同連合会及びこれららの者が主たる構成員または出資者となつておられる法人で、政令で定める者を示すこととなっておりますが、この協会は農業者等が農業近代化資金その他農業者等の事業または生活に必要な資金を融資機関ならぬ貸付事業を行なう農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫及び銀行その他の金融機関で政令で定めるものから借り入れることにより負担する債務の保証の業務並びにこれに附帯する業務を行なうこととなつております。この保証業務に伴

いまして、協会の負担する保証債務の弁済に充てるための基金の管理方法、剩余金の処分方法経理の区分等につきまして必要な規定を設けることとなつております。

第二点は会員についてであります。

この協会の会員たる資格を有する者は、協会の区域、すなわち都道府県の区域内に住所を有する農業者等並びに都道府県及び市町村であります。これららの会員の出資、議決権、加入及び脱退に関し必要規定を設けることとしております。

第三点は設立についてであります。が、協会の設立は、主務大臣の認可を受けなければならぬものとするはか、発起人、創立総会、その他設立に

関し必要な規定を設けることとしております。

第四点は協会の管理についてであります。すなわち、この定款及び業務方法書に記載すべき事項、役員の選任、総会議事手続等に関し必要な規定を設けることとしております。

第五点は解散及び清算につきまして必要な規定を設けることであります。第六点は監督等についてであります。が、協会の業務または財産に関する報告の徴収及び検査、法令等の違反に対する必要措置、命令等監督に関し必要な規定を設けるほか、主務大臣を農林大臣および大蔵大臣とすること、罰則

の整備等をはかることがあります。

以上がこの法律案を提出いたす理由の要点であります。何とぞ慎重御審議願いたす次第であります。

次に、肥料取締法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

第一点は肥料の定義の改正であります。現行肥料取締法におきましては、

植物の栄養に供することまたは植物の栽培に資するため土壤に化学的変化をもたらすことを目的として土地に施される物を肥料として認めているのであります。

第三点は監督についてであります。これが納付すべき共済掛金の率は、農林大臣が定める通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率を標準として一定の方法により定めることとなつておりまして、これららの標準率のうち農作物共済にかかるものについては、当分の間三年ごとにこ

れを改訂することを建前といたしております。本年はちょうどその改訂期にあたつているのであります。が、政府は、現在、農業災害補償制度の抜本的改訂を準備中であります。本国会に別途その関係法案を提出し、昭和三十七年産の水稲から実施する予定にいたしておりますので、農作物共済の共済掛金率の設定方法についても新制度に則して改善を加えるのが適当と考えたるものであります。

第二点は一般的に禁止されている異物混入について例外を認めるための改正であります。現行肥料取締法においては、原則として肥料の品質を低下させるような異物を肥料に混入する事を禁止しているのであります。た

近時、農家労働の軽減をはかる目的をもって農薬を混入する肥料あるいは肥料の増進をはかる目的をもって大谷石等の特定物を混入する肥料等が生産される見込みでありますので、公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合に限つて異物混入をすることができるよう異

したのであります。

以上がこの法律案を提案する理由及びその内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さらんことを願ふことをお願いいたす次第であります。

次に、農業災害補償法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

農業災害補償法に基づきまして農家の納付すべき共済掛金の率は、農林大臣が定める通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率を標準として一定の方法により定めることとなつておりまして、これららの標準率のうち農作物共済にかかるものについては、当分の間三年ごとにこれを改訂することを建前といたしております。本年はちょうどその改訂期にあたつているのであります。が、政府は、現在、農業災害補償制度の抜本的改訂を準備中であります。本国会に別途その関係法案を提出し、昭和三十七年産の水稲から実施する予定にいたしておりますので、農作物共済の共済掛金率の設定方法についても新制度に則して改善を加えるのが適当と考えたものであります。

第二点は一般的に禁止されている異物混入について例外を認めるための改

正であります。現行肥料取締法においては、原則として肥料の品質を低下させるような異物を肥料に混入する事を禁止しているのであります。た

近時、農家労働の軽減をはかる目的をもって農薬を混入する肥料あるいは肥

料の増進をはかる目的をもって大谷石等の特定物を混入する肥料等が生産される見込みでありますので、公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合に限つて異物混入をすることができるよう異

ります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、中央卸売市場法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

青果物、魚介類、肉類等いわゆる鮮食料品の適正かつ円滑な流通をはかりますことは、生産者の所得の向上の上からも、また一般消費者の利益を増進する上からもきわめて重要であります。

これらら生鮮食料品は、品質が変化しやすく、多様であるという商品の特性から、通常卸売市場において価格の形成と物資の集散が行なわれ、卸売市場が流通機構における中枢的地位を占めている実情にあります。

そこで、政府は、中央卸売市場法に基づき、中央卸売市場の育成及び指導監督に鋭意力を尽くして参りましたが、

最近における生鮮食料品の流通の実情において中央卸売市場を初め広く生鮮食料品の卸売市場についての対策を確立する必要が痛感され、一昨年三月臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法が制定されたのであります。同法に基づいて設置された臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会におきましては、一年間わたり慎重に調査審議を重ねた結果、卸売市場対策の基本方針及び卸売市場対策に関する措置について答申がなされたのであります。

政府といたしましては、この答申の整備改善を進めるべく諸般の措置を講じて参る所存であります。が、同答申を具体化するための立法措置といたしましては、中央卸売市場法を改正し

て、中央卸売市場の開設及び整備の計

以上がこの法律案の提案の理由であ

画的推進をはかるための規定を新たに設けるとともに、中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため現行規定を整備強化することが必要と認められるのであります。このようない見地から中央卸売市場法の一部を改正する法律案を前国会に提出したのであります。審議未了となりましたので、今回これと同一の内容のこの法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、中央卸売市場の開設及び整備に関する計画の樹立及びその円滑な実施をはかるための措置についての規定の新設であります。

このような趨勢に即応いたしまして、政府といたしましても家畜の改良増殖につきましては、昭和二十五年に制定されました家畜改良増殖法の実施とその他の措置により極力努力をして参つたのであります。しかしながら、わが国農業の發展、特にその中における畜産の振興が重要な課題となつております現在、家畜改良増殖法の施行の経験と最近における家畜の改良増殖の技術的進歩その他に照らしましても、家畜の改良増殖に関する法制としましては、現行法の諸規定のみをもつてしては、刻下の要請を満たすのに不十分となつてゐるところと考へられるのであります。すなわち、家畜の改良増殖の成果を計画的かつ効率的に農業者にもたらし、畜産の發展とあわせて農業經營の改善に貢献する必要が痛感されるに至つております。

このよくな見地から、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案を前国会に提出したのであります。審議未了となりましたので、今回これと同一内容のこの法律案を提出することいたしましたのであります。

以下改正法律案の重要な点につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、家畜の改良増殖が総合的かつ計画的に効率よく行なわれることにより畜産の振興をはかり、あわせて農業經營の改善に資する趣旨を明らかにするため、この法律の目的につき所要の改正を行なうことといたしました。

第二としましては、国及び都道府県が家畜の改良増殖の促進施策を積極的に行なうべき義務を定めることとし、その施策において助成援助措置を講じまたは指導を行なうにあたっては、家畜の導入を行なう農業者に家畜改良の

成果である優良な資質を有する家畜の導入が行なわれること、その他その助成援助措置または指導が家畜の導入により農業経営の改善に資するよう努めることを規定いたしております。

なお、別途農業近代化資金融通制度の創設が行なわれること等に伴い、從来の有畜農家特別措置法による家畜導入事業は発展的に解消されることとなつておりますので、この事態に対処しまして、家畜の導入その他につきましては時代の要請に即した有畜農家育成事業に關する基準を農林大臣が定め、今後の援助、指導はこの基準に沿つて行なうことといたしておるのであります。

第三といたしましては、農林大臣が家畜の飼養管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即して、牛、馬、羊、豚その他政令で定める家畜につきまして、その改良増殖に関する目標を定め、かつ、これを公表しなければならないものとし、この目標に即して、都道府県知事は、その管轄する区域内の家畜の改良増殖に関する計画を定めることができるものといたしました。しかして、国は、都道府県に対してその家畜改良増殖計画の実施に必要な援助に努めるものといたしました。

第四に、最近家畜人工授精用精液の長期保存技術が進歩いたしましたのに對処しまして、種畜及び家畜人工授精に關する規定を整備することといたしました。

すなわち、現行の種畜及び人工授精に関する規定は、當時人工授精が緒に付いたころに制定されたものであるために、精液の凍結保存法のことく長期間

にわたる保存を予想しておらず、この点において今後実情に即さない場合が生ずることが予想されますので、この点の整備をすることとしたのであります。

第五に、家畜登録事業に関する必要な規制を行なうことといたしました。家畜を登録して、その血統、能力、体型を明らかにすることは、家畜の改良増殖を促進する上にきわめて重要な事業であり、今後の家畜の改良増殖の方向によく適合し、公正に運営され必要がありますので、所要の規定を設けたのであります。

すなはち、家畜登録機関の登録規程は、農林大臣の承認を要することとし、登録規程がさきに述べました家畜改良増殖目標に即したものであり、かつ、公正に家畜登録事業を運営するに十分なものであることをその承認の西件とすることにいたしました。また、これに加え、家畜登録機関に対する同の助言、指導その他必要な援助及び農林大臣の監督に関する規定を設けることといたしました。

第六といたしましては、農林省に畜改良増殖審議会を置くことといたしましたのであります。

この審議会は、学識経験者をもつて構成し、家畜改良増殖目標その他家畜改良増殖に関する重要事項につきまして農林大臣の諮問に答え、また意見の具申を行なうものであります。

以上が本法案の提案理由及び主要な内容でありますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

次に、ただいま提案になりました農林中央金庫法の一部を改正する法律案

の提案理由を御説明申し上げます。
農業の近代化を推し進めて参りま
場合に、それに必要な資金として農
業金融公庫等の政府資金による融
を拡充強化していく必要があること
申すまであります。それとと
に、組合系統資金の積極的活用をは
ることがきわめて大切な問題である
とは御承知の通りであります。これ
ためには、組合系統金融組織の整備
充と活発な活動が必要と思うのであ
ますが、組合系統の中枢機関たる農
中央金庫につきましても、その機能
十分に發揮できるよう、その体制を整
備する必要が痛感されるのであり
ます。あたかも、最近における組合系
資金の充実により金庫に対する政府
優先出資が昭和三十四年七月に全額
還され、金庫が民間出資のみからな
团体となりましたので、構成団体と
間に相互信頼に基づいた有機的結合
深め真に農材金融の中枢機能を發揮
得るようにその組織を整備すべき機
会熟したと考えられるのであります。
以上の事情に基づきまして、從来
庫の役員が政府任命でありましたも
を出資者総会による選任に改める
か、事業に対する監督規定を整備す
等所要の改正を行なうための法案を
三十八国会に提案いたしましたが、
回提案いたしました法案は、前国会
提案いたしたものとを衆議院農材水産
委員会の修正通り修正いたしたもので
ります。
次にこの法律案のおもな内容を御
明申し上げます。

改と度をしをもとめん、貿易の規制を関税課題としての貿易政策を確立するに至る。

ことにつきましての所要の改正を行なっております。この新制度につきましては、昭和三十七年産水陸稻、昭和三十八年産麦からの実施を予定いたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

次に、畜産物の価格安定等に関する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

戦後わが国における畜産の発展はまことにめざましいものがあり、主要家畜の飼養頭数について見ましても、戦前の水準を上回り、中でも乳牛、豚、鶏卵等については戦前の最高水準を二倍以上も上回っております。この結果、農家経済の中占める畜産の比重は著しく増大いたしており、この向上に伴う畜産物需要の増大を背景と傾向は今後なお持続するものと考えられるのであります。これは、申すまでもなく、国民経済の発展、国民生活の基盤を築くとともに、食生活の充実によりまして国民の生活水準上昇に最も重要な条件を整備することになると考えるのであります。このような見地から、畜産物供給を確保する等の使命を有し、畜産物の価格安定等に関する法律案を前国会に提出したのであります。しかしながら、今日までの畜産の発展を顧みますと、ややもすれば生産の増加と需要の増加とが調和しない場合があり、これが流通機構の未整備と相待つて畜産物価格の不安定を招き畜産の健全な発展を阻害したことはいなめ

ないところであります。このような状況にかんがみ、今後畜産の一そうの発展をはかりますためには、畜産物の価格安定をはかり、生産者と消費者に安心感を与えることがきわめて重要であります。

政府といしましては、従来とも、畜産の価格も申すべき時期に際し、農業の転機とも申すべく、時期に際し、農業生産の選択的拡大がうたわれているとき、新たな発展のない手である畜産の画期的な伸長を期するため、ここに安定措置についての効率性と可能性とを考慮しつつ、当面最も安定を必要とする主要な畜産物につき、従来の施策に加えてさらに歩を進めた直接的な運用により畜産物の価格安定をはかりますと、畜産及びその関連産業の発達によりまして農業の発展の立場から、畜産振興事業団を新たに設立いたすことになりました。畜産振興事業団による畜産物の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮して定めることとしたのであります。

第二に、価格安定に関する措置についてですが、まず主として政府出資による畜産振興事業団を新たに設立いたすことにいたしまして、価格が下落したときは事業団が安定下位価格にてあります。この措置の適切な運用により畜産物の価格安定をはかりますとともに、畜産物の価格安定につきまして、価格低落時におきましては、事業団による売買のほか、農林大臣が、牛乳、乳製品、食肉、鶏卵等を中心とした乳製品、食肉の買入れを行ないます。また都道府県知事は、実情に即しまして事業団が売り渡すことができる

ことを期待いたしているわけあります。ですが、この価格の具体的な決定につきましては、関係学識経験者をもって構成する畜産物価格審議会を新設し、農林大臣はあらかじめその意見を聞いた上で、それぞれの畜産物の生産条件、需給事情その他の経済事情を考慮して定めることとしたのであります。

第三に、畜産振興事業団について申しますと、ともに、從来の酪農振興基金の債務ととともに、従来の酪農振興基金の債務を清算して、その代りに、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要増進業務を行なうことを期待いたしてあります。すが、その際事業団は、このほか、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要増進業務を行なうことを期待いたしてあります。すが、その際事業団は、このほか、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要増進業務を行なうことを期待いたしてあります。

第四に、畜産物価格審議会の設置であります。が、農林省に設置いたしました

ことといたしてあります。このようにして、この法律案につきましては、輸入牛乳、乳製品、食肉、鶏卵等を中心とした乳製品、食肉の買入れを行ないます。また都道府県知事は、実情に即しまして事業団が売り渡すことができる

ことを期待いたしてあります。すが、この際事業団は、このほか、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要増進業務を行なうことを期待いたしてあります。すが、その際事業団は、このほか、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要増進業務を行なうことを期待いたしてあります。

第五に、畜産振興事業団が行なうことを期待いたしてあります。すが、この際事業団は、このほか、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要増進業務を行なうことを期待いたしてあります。すが、その際事業団は、このほか、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要増進業務を行なうことを期待いたしてあります。

第六に、畜産振興事業団が行なうことを期待いたしてあります。すが、この際事業団は、このほか、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要増進業務を行なうことを期待いたしてあります。

金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

- 2 前項の準備金は、欠損のてん補に充て、又は前条の基金に繰り入れることができる。

- 3 第一項の準備金は、前項の場合を除き取りくずしてはならない。

(経理の区分)

- 第十一條 第八条第一号イ及びロに掲げる資金に係る債務の保証の業務を行なう協会は、主務省令の定めるところにより、同号イに掲げる資金に係る債務の保証の業務と

- 保証の業務とを区分して経理しなければならない。

(出資)

- 第十五條 会員は、出資一日以上を有しなければならない。

- 2 出資一口の額は、一万円とする。

- 3 出資は、現金をもつて、出資の各口につきその全額を払い込むものとする。

- 4 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて協会に対抗することができない。

- 5 会員の責任は、その出資額を限度とする。

- (持分の譲渡)

- 第十六條 会員は、協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

- 2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

- 3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

- 4 会員は、持分を共有することができない。

- 5 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有するものが協会に対し当該業務を行なうことができる。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第

- 十六条の規定にかかるわらず、第一項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第三章 会員

(会員の資格)

- 第十四条 協会の会員たる資格を有する者は、協会の区域内に住所を有する農業者等及び協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体とする。

- 2 地方公共団体は、協会の会員にならうとするときは、当該地方公

- 共団体の議決を経なければならぬ。

(出資)

- 第十五條 会員は、出資一日以上を有しなければならない。

- 2 出資一口の額は、一万円とする。

- 3 出資は、現金をもつて、出資の各口につきその全額を払い込むものとする。

- 4 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて協会に対抗することができない。

- 5 会員の責任は、その出資額を限度とする。

- (持分の譲渡)

- 第十六條 会員は、協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

- 2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

- 3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

- 4 会員は、持分を共有することができない。

- 5 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有するものが協会に対し当該業務を行なうことができる。

をし、協会がこれを承認したときは、第十八条第二項の規定にかかるわらず、相続開始の時に会員にならぬものとみなす。この場合には、相続人たる会員は、被相続人の持

- 分についてその権利義務を承継する。

- 2 除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によりてすることができる。この場合には、協会は、その総会の会日十日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるべきである。

- 3 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人に限り、前項の規定を適用する。

- 4 除名は、定款で定めるところにより、第四十条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項に沿つて、相殺をもつて協会に対抗することができない。

- 5 会員は、定款で定めるところにより、第四十条第三項の規定により、第四十条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項に沿つて、相殺をもつて協会に対抗することができない。

- 6 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

- 2 会員は、定款で定めるところにより、第四十条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項に沿つて、相殺をもつて協会に対抗することができない。

- 3 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

- 4 代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。

- 5 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときには、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

- 6 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときには、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

- 7 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときには、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

- 8 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときには、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

- 9 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときには、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

- 10 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときには、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

- 11 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときには、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

- 12 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときには、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

- 13 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときには、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

- 14 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときには、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

- 15 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときには、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

て脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
二 死亡又は解散
三 破産

- 2 除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によりてすることができる。この場合には、協会は、その総会の会日十日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるべきである。

- 3 除名は、当該会員の脱退によりその会員に対することができる。

- 4 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。

- 5 融資機関は、当該会員の脱退により協会が現に当該融資機関と結んでいる保証契約に基づく債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第四号の異議の申出をしてはならない。

- 6 協会は、当該会員の脱退したときは、その者は、定款で定めるところにより、その出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

- 7 協会が当該会員に代つてその債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合

- 8 協会が脱退した場合において、協会が当該会員(会員が農業協同組合である場合には、その組合員)が脱退したときに、その出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

- 9 協会が脱退した場合において、協会が当該会員(会員が農業協同組合である場合には、その組合員)の債務を保証しているとき、又は当該会員に代つてその債務を含む。以下この項において同じ。の債務を保証しているとき、又は当該会員に代つてその債務を弁済したことによりその者に対しても求償権を有しているときは、協会は、その債務につきその者に代つて弁済をしないことが明らか

3 協会は、前項の規定による予告があつたときは、第一項第四号の融資機関に対し、当該会員の脱退について異議があれば協会の当該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく(前項の規定による予告があつた後に)協会と新たに保証契約を結ぶに至つた融資機関に対しては、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく、催告しなければならない。ただし、第一項第三号の通知をするときは、この限りでない。

- 4 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。

- 5 融資機関は、当該会員の脱退により協会が現に当該融資機関と結んでいる保証契約に基づく債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第四号の異議の申出をしてはならない。

- 6 協会は、当該会員の脱退したときは、その者は、定款で定めるところにより、その出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

- 7 協会が当該会員に代つてその債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合

- 8 協会が脱退した場合において、協会が当該会員(会員が農業協同組合である場合には、その組合員)が脱退したときに、その出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

- 9 協会が脱退した場合において、協会が当該会員(会員が農業協同組合である場合には、その組合員)の債務を保証しているとき、又は当該会員に代つてその債務を含む。以下この項において同じ。の債務を保証しているとき、又は当該会員に代つてその債務を弁済したことによりその者に対しても求償権を有しているときは、協会は、その債務につきその者に代つて弁済をしないことが明らか

(脱退)

- 第十九條 会員は、次の事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 破産

四 除名

五 脱退

六 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人に限り、前項の規定を適用する。

七 会員は、定款で定めるところにより、第四十条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項に沿つて、相殺をもつて協会に対抗することができない。

八 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

九 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

十 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

十一 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

十二 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

十三 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

十四 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

十五 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

十六 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

十七 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

十八 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

十九 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

二十 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

二十一 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

二十二 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

二十三 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

二十四 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

二十五 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

二十六 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

二十七 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

二十八 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

二十九 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

三十 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

三十一 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

三十二 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

三十三 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

三十四 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

三十五 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

三十六 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

三十七 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

三十八 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

三十九 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

四十 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

四十一 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

四十二 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

四十三 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

四十四 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

四十五 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

四十六 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

四十七 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

四十八 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

四十九 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

五十 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

五十一 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

五十二 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

五十三 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

五十四 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

五十五 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

五十六 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

五十七 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

五十八 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

五十九 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

六十 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

六十一 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

六十二 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

六十三 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

六十四 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

六十五 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

六十六 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

六十七 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

六十八 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

六十九 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

七十 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

七十一 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

七十二 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

七十三 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

七十四 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

七十五 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

七十六 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

七十七 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

七十八 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

七十九 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

八十 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

八十一 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

八十二 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

八十三 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

八十四 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

八十五 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

八十六 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

八十七 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

八十八 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

八十九 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

九十 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

九十一 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

九十二 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

九十三 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

九十四 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

九十五 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

九十六 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

九十七 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

九十八 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

九十九 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

一百 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

一百一 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

一百二 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

一百三 会員は、各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する。

になるまで、又は当該求償権に係る債務が完済されるまでは、定款で定めるところにより、その脱退した者に対し前項の払戻しを停止することができる。

3 第一項の規定による請求権は、脱退の時（前項の規定により払戻しを停止されたときは、払戻しを請求することができるようになつた時）から二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。（出資口数の減少）

第二十二条 会員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

第四章 設立

（発起人）

第二十三条 協会を設立するには、

第十四条第一項に規定する者で協会の会員にならうとするもの十五人以上が発起人とななければならぬ。

2 発起人は、定款及び業務方法書を作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名するものとする。

（創立総会）

第二十四条 発起人は、定款及び業務方法書を作成したときは、会日の二週間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公表して、創立総会を開かなければならない。

2 発起人及び協会の設立に同意した会員たる資格を有する者は、創立総会の開会までに、書面によつて出資の引受けをしなければならない。

3 定款及び業務方法書の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会では、定款及び業務方法書を修正することができる。

5 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者であつてその開会までに出資の引受けをしたもの半数以上でかつ、その引き受けた出資の合計額が引受出資総額の二分の一以上になるものが出席し、その議決権の三分の一以上で決する。

6 創立総会については、第十七条及び民法（明治二十九年法律第八十九号第六十六条）表决権のない場合の規定を準用する。

（設立の認可）

第二十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款、業務方法書及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 理事は、前項の規定による事務の引きを受けたときは、遅滞なく、第二十四条第二項の規定による出資の引受けをした者に対し、その出資の払込みをさせなければならぬ。

（成立の時期）

第二十八条 協会は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第五章 管理

（定款に記載すべき事項）

第二十九条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 事務所の所在地

五 業務

六 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

七 会員の出資の払込みの方法

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 準備金に関する規定

十 役員の定数、職務の分担並びに選任及び委嘱に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

（業務方法書に記載すべき事項）

第三十条 協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

既に成立しているとき。

（理事への事務の引き継ぎ）

第二十七条 設立の認可があつたと認めなければならない。

第三度 一 被保証者についての保証の金額の最高限度

二 前項の規定により選任される理事のほか、協会は、定款で定めるところにより、農業又は金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて理事に委嘱することができる。ただし、その数は、理事の定数の五分の二をこえてはならない。

三 一 被保証者についての保証の金額の最高限度

二 会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員

三 前項の規定により選任される理事のほか、協会は、定款で定めるところにより、農業又は金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて理事に委嘱することができる。ただし、その数は、理事の定数の五分の二をこえてはならない。

四 被保証者の資格

五 保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度

六 保証の範囲

七 保証契約の締結及び変更に関する事項

八 保証料に関する事項その他被保証者の守るべき条件に関する事項

九 保証債務の弁済に関する事項

十 求償権の行使方法及び償却に関する事項

十一 業務の委託に関する事項

十二 業務の執行及び会計に関する規定

十三 役員に関する規定

十四 会員に関する規定

十五 その他必要な事項

（役員の任期）

第三十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 設立当初の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会で定める期間とする。ただし、その期間は一年をこえてはならない。

（監事の兼職禁止）

第三十五条 監事は、理事又は協会の使用者と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等の禁止）

第三十六条 協会が理事と契約をするときは、監事が協会を代表する。

協会と理事との訴訟についても、また同様とする。

（総会の招集）

第三十七条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

協会と理事との訴訟についても、また同様とする。

（理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集す

記については、政令で定める。

4 第二項の規定により協会が財團

法人の権利及び義務を承継した場

合には、当該財團法人の純財産の

うちその寄附行為に基づいて定め

た額は、当該協会の成立の時に、

当該寄附行為により定めた者から

当該協会に出資されたものとす

る。

(名称制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にそ

の名称中に農業信用基金協会であ

ることを示すような文字を用いて

いる者は、この法律の施行後一年

以内にその名称を変更しなければ

ならない。

2 第六条第二項の規定は、前項に

規定する期間内は、同項に規定す

る者は、適用しない。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第三十一条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を

次のように改正する。

第一条中「農業技術を導入し、

及び農業施設を改良し、造成し、

又は取得する」を「農業技術を導入

する」に改め、「又は農業者等が融

資を受ける施設資金に係る債務の

保証」を削る。

第三条第一項中「次に掲げる事

業」を「農業者又はその組織する団

体(以下「農業者等」という。)に対する

技術導入資金の貸付けの事業」

に改め、「第一号及び第二号を削

り、同条第二項中「並びに同項第

一号及び第二号の事業別」を削

る。

第四条及び第六条第一項中「第

一號」を削る。

第七条中「第一号」を削り、「同

号」を「同項」に改める。

第八条中「第一号」を削る。

第十二条から第十七条までを次

のよう改める。

第十八条から第十七条までを次

のよう改める。

第十九条から第十七条までを次

のよう改める。

第十八条第二項中「保証債務

の弁済により得た求償権の行使に

より取得する金額」を削り、「保証

債務に係る弁済金、利子補給金、

貸付及び債務の保証」を「貸付」に

改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条第一項中「及び債務の

保証」を削る。

第二十一条中「と保証債務の弁

済金の財源に充てるため一般会計

から特別会計に繰り入れる金額に

相当する金額との合計額」を削

る。

第三十二条中「次に掲げる金

額」を「その廃止の際ににおける貸

付金の未償付額及びその後において

支払いを受けた貸付金の償還金

の額の合計額」に改め、第一号及

び第二号を削る。

(都道府県の保証業務の引継ぎ等)

第五条 この法律の施行前に改正前

の農業改良資金助成法(以下「旧

法」という。)第三条第一項第二号

の債務の保証に関する契約に係る

事業(第一項の規定によりその権

利及び義務を協会に承継したもの

を除く。)については、なお前の例

によつて。

旨を公示したときは、当該協会は、その公示したところに従つて当該権利及び義務を承継するものとする。

前項の規定により協会が同項に規定する事業に係る都道府県の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、農業改良資金助成法

第十八条第一項に規定する特別会計の旧法第三条第一項第二号の債務の保証に係る部門に属する現金及び預金の合計額(一萬円未満の端数の額があるときは、これを切り捨てた額)は、当該都道府県から当該協会に出資されたものとする。

3 第一項の規定により協会がその権利及び義務を承継した旧法第三条第一項第二号の事業に係る債務の保証は、第八条第一号に規定する農業近代化資金に係る債務の保証とみなす。

4 この法律の施行前に都道府県が締結した旧法第三条第一項第二号の債務の保証に関する契約に係る事業(第一項の規定によりその権利及び義務を協会に承継したもの)を除く。)については、なお前の例によつて。

第一項の規定により都道府県から当該都道府県が、この法律の施行の日から一年を経過する日までに、当該都道府県の議決を経て、当該都道府県の区域をその区域として設立される協会に当該事業に係る権利及び義務を移転する

府県に納付しなければならない。

前項に規定する利子補給に関する都道府県の經理について必要な事項は、政令で定める。

(その他の法律の一一部改正)

第六条 農林中央金庫法の一部を次

のよう改正する。

第七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次

のよう改正する。

第八条 農船保険組合の下に「農業信用基

会」を加える。

第九条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次

のよう改正する。

第十条 農業改良資金助成法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次

のよう改正する。

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百三十六号)の一部を次

のよう改正する。

第十五条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第十六条 農業改良資金助成法(昭和三十三年法律第五十九号)の一部を次

のよう改正する。

第十七条 農業改良資金助成法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次

のよう改正する。

第十八条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次

のよう改正する。

第十九条 農業改良資金助成法(昭和三十六年法律第五十九号)の下に「酪農振興基金法」の下に「農業改良資金助成法」を加える。

第十一条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次

のよう改正する。

第五条第九号ノ八中「開拓融資

保証協会を「農業信託基金協会又

ハ開拓融資保証協会」に改める。

第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十三条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百三十六号)の一部を次

のよう改正する。

第十五条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第十六条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第十七条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第十八条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第十九条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第二十条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第二十一条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第二十二条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第二十三条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第二十四条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第二十五条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第二十六条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

第二十七条 法律第二百三十六号の一部を次

のよう改正する。

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法(昭和二十五年法律第

業務及之ニ附帶スル業務以外ノ業務（以下本条ニ於テ兼業業務ト謂フ）ヲ當マムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ兼業業務ニ関スル事業計画ヲ添附シ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅベシ其ノ兼業業務ヲ追加セムトスルトキ亦同ジ前項ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル者ハ其ノ届出ヲ為シタル事項ヲ変更セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ変更ニ係ル事項ヲ農林大臣ニ届出ゾベシ第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル者ハ其ノ兼業業務ノ全部ヲ廃止シタルトキハ逕滞ナク其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ゾベシ第十五条ノ二第一項中「之ニ基テ為ス行為」の下に「並ニ同条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ト當該中央卸売市場ノ取扱品目ニ付当該指定区域ニ於テ中央卸売市場類似ノ業務ヲ為ス市場ニ於テ卸売ノ業務ヲ為ス者（以下本項ニ於テ他市場卸売業者ト謂フ）トノ間ニ於ル過度ノ競争ニ因ル弊害ヲ防止シ當該中央卸売市場ニ於ル卸売ノ業務ノ適正且健全運営ヲ確保スル為特ニ必要アル場合ニ於テ同条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者が命令ノ定ムル所ニ依リ予メ農林大臣ノ認可ヲ受ケ当該他市場卸売業者トノ間ニ於テ為ス合併合戻除ク」を加え、同条第二項第一号中「防止シ」の下に「當該中央卸売市場ニ於ル」を加える。

農林大臣ハ第十条ノ規定ニ依リ卸売ノ業務ヲ為ス者ノ当該卸売ノ業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為必要アリト認ムルトキハ当該卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ者ノ業務又ハ会計ニ関シ必要ナル改善措置ヲ採ルベキ旨ヲ命ズルコトヲ得。

第十八条第一項に次の二号を加え。

四 卸売ノ業務ヲ為ス法人ノ無限責任社員又ハ取締役其ノ他業務ヲ執行スル役員ニシテ当該違反行為又ハ当該公益ヲ害スルノ虞アリト認メラル行為ヲ為シタルモノノ解任ノ命令。

第十八条第二項に後段として次のように加える。

第二十三条第二項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テ同項第四号ノ处分ニ付テハ第十条ノ八中「相手方」トアルハ「相手方及当該処分ニ於テ解任セラルベキモノトセラル者」ト、「其ノ者」トアルハ「此等ノ者」ト読み替フルモノトス。

第二十三条の次に次の二条を加え。

第二十三条ノ二 農林大臣ハ指定区域ノ周辺ノ地域ニシテ農林大臣ノ指定スルモノニ於テ当該指定区域ニ係ル中央卸売市場ノ取扱品目ニ係ル物品ノ卸売ヲ為ス為開設セラル市場ニシテ其ノ施設ガ命令ヲ以テ定ムル基準ヲ超ニルモノ（以下本条ニ於テ周辺地市場ト謂フ）ニ於ル業務ガ当該物品ノ流通ニ付当該中央卸売市場ニ於ル業務ト密接ニ関連スル場合ニ於テ当該中央卸売市場ニ於ル業務ノ適正且健全ナル運営ヲ確保スル為特ニ必要ナル運営ヲ確保スル為特ニ必要ア

リト認ムルトキハ當該周辺地市場ニ於
ノ開設者又ハ當該周辺地市場ニ於
テ卸売ノ業務ヲ為ス者ニ対シ其ノ
施設又ハ業務ノ方法ニ関シ當該物
品ノ円滑ナル流通ヲ圖ル為必要ナ
ル改善措置ヲ採ルベキ旨ノ勧告ヲ
為スコトヲ得
第二十三条ノ三 農林省ニ中央卸売
市場審議会(以下審議会ト謂フ)ヲ
置ク
審議会ハ本法ニ依リ其ノ権限ニ属
セシメラレタル事項ヲ処理スルノ
外農林大臣ノ諮問ニ応シ本法ノ施
行ニ關スル重要事項ヲ調査審議
ス
審議会ハ前項ニ規定スル事項ニ關
シ農林大臣ニ意見ヲ述ブルコトヲ
得
審議会ハ委員五人以内ヲ以テ之ヲ
組織ス
委員ハ第二項ニ規定スル事項ニ關
シ學識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ農林
大臣之ヲ任命ス
本法ニ定ムルモノノ外審議会ノ組
織及運営ニ關シ必要ナル事項ハ政令
ヲ以テ之ヲ定ム
第二十五条第二号中「第十七条第三
二項」を「第十七条第三項」に改め、
同条中第五号を第七号とし、第四号を
第六号とし、第三号中「第十八条第一
第一項第三号」の下に「又ハ第四号」
を加え、同号を同条第五号とし、同
条第二号の次に次の二号を加える。
三 第十四条ノ二第一項又ハ第二
項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又
ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者
四 第十七条第二項ノ規定ニ依ル
命令ニ違反シタル者
第二十六条中第二号を第三号と

し、第一号を第二号とし、第一号として次の一號を加える。

一 第十四条ノ二第三項ノ規定ニ依ル届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタル者附則

2 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

3 この法律の施行の際現に開設されている中央卸売市場における売買の方法その他業務規程をもつて定めるべき事項については、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに次項の申請に対し同項の認可を受けた中央卸売市場にあつては、その認可に係る業務規程の変更の効力が発生する日）までは、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に開設されている中央卸売市場の開設者は、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、農林大臣に対し、改正後の中央卸売市場法の規定に適合するよう必须の規格及び標準に関する事項の規格及び標準を計画的かつ適正に行なうためこれに関する計画の樹立及びその円滑な実施

4 この法律の施行の際現に中央卸売市場法第十条の許可を受け中央卸売市場において卸元の業務を行なつている者でこの法律の施行の際現に当該卸売の業務及びこれに附帯する業務以外の業務（以下「兼業業務」という。）を営んでいるものについては、この法律の施行の日から起算して三十日を経過する日までは、当該兼業業務について、改正後の中央卸売市場法第十四条ノ二第一項前段の規定は、適用しない。

5 前項に規定する者で同項に規定する日後においても当該兼業業務を引き続いて営もうとするものは、その日までに、農林大臣に対し、改正後の中央卸売市場法第十四条ノ二第一項前段の規定による届出をしなければならない。

4 農林省設置法（昭和二十四年法律五百五十三号）の一部を次のように改正する。

調査審議すること。

によりその権限に改める。

定により供託する場合に準用する。

(營業保証金の取りもどし)

第十一条の七 家畜商名簿の登録が消

除されたときは、家畜商であつた者又はその承継人は、当該家畜商であつた者が供託した營業保証金を取りもどすことができる。

2 家畜商は、その家畜商の家畜の取引の業務に従事する者の数が減少した場合において、營業保証金の額が第十条の三第一項に規定する額をこえることとなつたときは、そのこえる部分の額の營業保証金を取りもどすことができる。

3 家畜商は、前条第一項の規定により供託したときは、その移転前の住所のもよりの供託所に供託した營業保証金を取りもどすことができる。

4 第一項又は第二項の規定による營業保証金の取りもどしは、当該營業保証金につけ第十四条の四第一号に改め、同条第一号中「第十条」を「第十条第一項」に、「業務」を「事業」に改め、同条に次の二条を加える。

3 第十一条第二項又は第三項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

4 第十一条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

5 前項の公告その他營業保証金の取りもどしに關する必要な事項は、法務省令、農林省令で定める。第十二条の次に次の二条を加える。(家畜の取引に關する帳簿の備付)

け等)

第十一條の二 家畜商は、農林省令で定めるところにより、その事業所ごとに、家畜の取引に關する帳簿を備え、これに、家畜の取引のあつたつと、その年月日及び場所、その取引に係る家畜の種類別頭数その他の農林省令で定める事項を記載しなければならない。

(立入検査)

第十一條の三 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、家畜商の事業所に立ち入り、帳簿書類を検査させることができることを定める。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第一項又は第二項の規定による營業保証金の取りもどしは、当該營業保証金につけ第十四条の四第一号に改め、同条第一号中「第十条」を「第十条第一項」に、「業務」を「事業」に改め、同条に次の二号を加える。

3 第十一条第二項又は第三項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

4 第十一条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

5 前項の公告その他營業保証金の取りもどしに關する必要な事項は、法務省令、農林省令で定める。第十二条の次に次の二条を加える。

重要な事を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第十一條の三第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の家畜商法(以下「旧法」という)の規定により旧法第三条第一項の免許を受けている者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに改正後の家畜商法(以下「新法」という)の規定により新法第三条第一項の免許を受けた者についてはその免許の時、その日までにした当該免許の申請に対し免許をするかどうかの処分がその日までになかつた者を受けた者とみなす。

3 旧法の規定によつてされた家畜商名簿への登録は、経過措置期限までは、新法第十条第一項の免許を受けたとき、又はその期限までに新法の規定により当該免許の申請を受けたとき、又はその期限までに新法の規定により当該免許の申請を受けたがその期限までにこれについて免許をするかどうかの処分がなく、その後においてその免許を受けたときは、その者は、法務省令、農林省令で定めるところにより、第十条の二第一項の規定によつて交付された家畜商免許証とは、この法律の施行または、新法の規定によつて交付された家畜商名簿への登録とみなす。

4 旧法の規定によつて交付された家畜商免許証は、経過措置期限までは、新法の規定によつて交付された家畜商免許証とみなす。

5 都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して十月以内に少なくとも一回新法第三条第二項第一号の講習会を開催しなければならない。ただし、その期間内にその都

道府県の区域内において同号の農林大臣が指定する者の行なう講習会が開催される場合は、この限りでない。

6 附則第二項の規定により免許を受けた者とみなされる者については、新法第七条第一項中「第四条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当することとなつたとき、第三条第二項第二号に該当する家畜商が同号に該当しないこととなつたとき(同項第一号に該当することとなつた場合を除く。)」とあるのは、「第四条第一号若しくは第二号に該当することとなつたとき」とする。

7 前項に規定する者については、経過措置期限までは、新法第十条第二項及び第三項並びに第十条の二から第十条の七までの規定は、適用しない。

8 附則第六項に規定する者が、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに新法の規定により新法第三条第一項の免許を受けたとき、又はその期限までに新法の規定により当該免許の申請を受けたがその期限までにこれについて免許をするかどうかの処分がなく、その後においてその免許を受けたときは、その者は、法務省令、農林省令で定めるところによつて、第十条の二第一項の規定により營業保証金を供託しなければならない。

9 前項の規定により營業保証金を供託した者は、法務省令、農林省令で定める相当の期間内に、その

住所地を管轄する都道府県知事に對し、新法第十条の二第二項の規定による届出をしなければならない。

10 都道府県知事は、附則第八項の規定により營業保証金を供託しなければならない者から前項の規定による届出がなされたときは、その者に与えた新法第三条第一項の免許を取り消すことができる。

11 前項の場合には、新法第七条第三項の規定を準用する。

12 新法第十条の四の規定は、この法律の施行前に締結された家畜の取引(新法第二条に規定する家畜の取引をいう)の契約により生じた債権に関しては、適用しない。

13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なほ從前の例による。

14 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

15 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

16 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

17 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

18 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

19 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

20 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

21 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

22 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

23 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

24 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

25 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

26 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

27 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

28 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

29 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

30 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

31 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

32 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

33 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

34 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

35 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

36 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

37 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

38 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

39 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

40 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

41 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

42 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

43 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

44 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

45 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

46 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

47 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

48 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

49 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

50 前項に規定する者に對する罰則の適用については、なほ從前の例による。

法律案
家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

1 第二条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 第十二条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

3 第十三条中「業務」を「事業」に改める。

4 第十四条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

5 第十五条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

6 第十六条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

7 第十七条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

8 第十八条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

9 第十九条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

10 第二十条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

11 第二十一条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

12 第二十二条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

13 第二十三条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

14 第二十四条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

15 第二十五条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

16 第二十六条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

17 第二十七条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

18 第二十八条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

19 第二十九条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

20 第三十条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

21 第三十一条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

22 第三十二条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

23 第三十三条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

24 第三十四条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

25 第三十五条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

法律案
家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

1 第二条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 第十二条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

3 第十三条中「業務」を「事業」に改める。

4 第十四条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

6 第二十二条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

7 第二十三条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

8 第二十四条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

9 第二十五条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

10 第二十六条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

11 第二十七条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

12 第二十八条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

13 第二十九条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

14 第三十条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

15 第三十二条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

16 第三十三条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

17 第三十四条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

18 第三十五条の二の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

四箇年監事ノ任期ハ三箇年トス

第十一條の次に次の二条を加える。

第十一条ノ二 理事長、副理事長、業務執行官、監事ハ他ノ報酬アル職務又ハ營業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ

主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二条を次のように改める。

第十二条 農林中央金庫ニ審議委員十人以内ヲ置ク

審議委員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ業務ノ運営ニ関スル重要ナル事項ニ就キ理事長ノ諮問ニ応ズルモノトス

審議委員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長之ヲ委嘱ス

審議委員ノ任期ハ四箇年トス

第二十五条第二項中「農商大臣」を「農林大臣」に改める。

第二十八条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ農林中央金庫ニ命ジテ

業務及財産ノ状況ヲ報告セシムルコトヲ得

第二十九条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ其ノ職員ヲシテ農林中央金庫ノ業務及財産ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十一条 及び第三十二条を次のように改める。

第二十八条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ農林中央金庫ノ役員又ハ職員ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十四条 第二十八条ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ第二十九条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル場合ニ於テハ其ノ違反行為ヲ為シタル農林中央金庫ノ役員又ハ職員ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十五条の前に次の二条を加え

1 附則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

この法律の施行に伴う農林中央金庫の定款の変更及び役員の選任

について必要な手続は、この法律の施行の日よりも前に行なうこと

ができる。

正ヲ期スル為必要アリト認ムルトキハ農林中央金庫ニ対シ業務ノ方

法ノ制限其ノ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第三十二条 農林中央金庫ガ法令、定款又ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止

又ハ理事長、副理事長、理事若ハ改め、業務の運営に関する重要な事項

農林中央金庫の役員の選任方法を

改め、業務の運営に関する重要な事項

農林中央金庫の役員の選任方法を

改め、業務の運営に関する重要な事項

監事ノ改任ヲ命ズルコトヲ得

第三十五条を削り、第三十四条中「百円以上千円以下」を「三万円以下」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号中「第十七条第一項及」を「第十

七条第一項又ハ」に改め、同号を同

条第四号とし、同号の次に次の二号を加え、同条を第三十五条とする。

五 第三十一条又ハ第三十二条ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ反シタルトキ

第三十五条の前に次の二条を加え

1 附則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

この法律の施行に伴う農林中央金庫の定款の変更及び役員の選任

について必要な手續は、この法律の施行の日よりも前に行なうこと

ができる。

正ヲ期スル為必要アリト認ムルトキハ農林中央金庫ニ対シ業務ノ方

法ノ制限其ノ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第三十二条 農林中央金庫ガ法令、定款又ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止

又ハ理事長、副理事長、理事若ハ改め、業務の運営に関する重要な事項

農林中央金庫の役員の選任方法を

改め、業務の運営に関する重要な事項

農林中央金庫の役員の選任方法を

を審議する機関として新たに審議委員の制度を設けるとともに、業務に関する監督規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東京都に置く。

事業団は、主たる事務所を置いて、必要な地に從たる事務所を

置くことができる。

（資本金）

事業団の資本金は、附則第九条第二項の規定により政府から

出資があつたものとされた金額とする。

第三章 農業保険事業團法

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 役員等（第八条—第十八条）

第三章 業務（第十九条—第二十条）

第四章 財務及び会計（第二十二

条—第三十六条）

第五章 監督（第三十七条—第三

十八条）

第六章 雑則（第三十九条—第四

十一条）

第七章 罰則（第四十二条—第四

十四条）

附則（第一章 総則）

（目的）

第一条 農業保険事業團は、農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の定めるところによ

り、農業共済組合等が行なう農作物共済に係る保険並びに蚕桑共済及び家畜共済につき農業共済組合連合会が行なう保険事業に係る再

保険の事業を行なう等農業災害補

償に係る事業を分担してその適正化能率的な実施に当たり、農業災害補償制度の円滑な運営と健全な発展に資することを目的とする。

（法人格）

第二章 役員等

（役員）

團」という。は、法人とする。

（事務所）

事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

監事は、事業団の業務を監査する。

2 2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

2 2 政府は、再任されることのできる。

（登記）

3 3 事業団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

（役員の任命）

第十条 役員は、農林大臣が任命する。

（役員の任期）

第十二条 役員の任期は、四年とする。

2 2 役員は、再任されることのできる。

（役員の欠格条項）

3 3 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（名称の使用制限）

第六条 事業団でない者は、農業保険事業團という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、事業団に準用する。

2 2 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

（役員の解任）

第十三条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、これを解任しなければならない。

2 2 農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は役員に職

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（事務所）

事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

理事長は、事業団を代表し、その業務を總理する。

2 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

監事は、事業団の業務を監査する。

2 2 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（事務所）

事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

理事長は、事業団を代表し、その業務を總理する。

2 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

監事は、事業団の業務を監査する。

2 2 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（事務所）

事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

理事長は、事業団を代表し、その業務を總理する。

2 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

監事は、事業団の業務を監査する。

2 2 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（事務所）

事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

理事長は、事業団を代表し、その業務を總理する。

2 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

監事は、事業団の業務を監査する。

2 2 事業団に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（事務所）

うめ、なお残余があるときは、その残余の額は、損失でん補準備金として積み立てなければならない。

2 事業団は、基金勘定において、毎事業年度、その損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

(損失の処理) 第二十九条 事業団は、第二十七条第一項第一号から第三号までの各勘定において、毎事業年度、その損益計算上損失を生じたときは、それぞれ、前条第一項の損失でん補準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 事業団は、基金勘定において、毎事業年度、その損益計算上損失を生じたときは、前条第二項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

2 事業団は、基金勘定において、毎事業年度、その損益計算上損失を生じたときは、前条第一項の損失でん補準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用) 第三十三条 事業団は、次の方法に指定するその他の有価証券の取扱得
一 国債、地方債又は農林大臣の指定期間の内において、事業団の業務を負担する。

二 農林中央金庫若しくは農林大臣の指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準) 第三十四条 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

(会計検査) 第三十五条 事業団の会計については、会計検査院が検査する。

(農林省令への委任) 第三十六条 この法律に規定するもののか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

3 前項ただし書の規定により借り入れなければならない。ただし、資金の不足のため償還すことができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り替えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り替えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(監督) 第五章 監督

第三十七条 事業団は、農林大臣が監督する。

2 第二十五条第一項又は第三十一条の承認をしようとするときは、當該受託業務の範囲内に限る。

3 第二十三条第一号又は第二号の指定をしようとするときは、第七章 罰則

(罰則) 第四十二条 事業団又は受託者が、第三十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

2 第二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

(関係行政庁の協力)

第三十九条 事業団は、農林大臣又

は都道府県知事に対して、事業団

の業務に關し、助言、資料の提示

その他必要な協力を求めることが

できる。

2 第五条第一項の政令の規定に

違反して、登記をすることを怠つたとき。

3 第十九条に規定する業務以外

の業務を行なつたとき。

4 第三十三条の規定に違反して

した場合

には、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五条 設立委員は、前条第一項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事

第三十一条 政府は、事業団に対しても、長期又は短期の資金の貸付けをすることができる。

2 前項の規定による貸付金については、利子を徴せず、又は通常の条件より事業団に有利な条件を附すことができる。

(報告及び検査) 第三十二条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、事業団の債務を負担する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

2 第二十条第一項、第二十六条第一項又は第三十六条の農林省令を定めようとするときは、第二十条第二項、第二十三条规定を定めようとするときは、第二項ただし書の認可をしよ

うとするとき。

2 第二十五条第一項又は第三十

四条の承認をしようとするとき。

2 第二十三条第一号又は第二号

の指定をしようとするとき。

2 第二項の規定により指名された理

事長、理事又は監事となるべき者

は、事業団の成立の時において、

この法律の規定により、それぞれ

理事長、理事又は監事に任命され

たものとする。

2 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用す

る。

2 第四十二条の規定は、前項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事

業務上の余裕金を運用したとき。

2 第三十七条第二項の規定によ

る農林大臣の命令に違反したとき。

2 第二十二条第二項、第二十三条规定を定めようとするときは、第二項ただし書の認可をしよ

うとするとき。

2 第二十五条第一項又は第三十

四条の承認をしようとするとき。

2 第二十三条第一号又は第二号

の指定をしようとするとき。

2 第二項の規定により指名された理

事長、理事又は監事となるべき者

は、事業団の成立の時において、

この法律の規定により、それぞれ

理事長、理事又は監事に任命され

たものとする。

2 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用す

る。

2 第四十二条の規定は、前項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事

業務上の余裕金を運用したとき。

2 第三十七条第二項の規定によ

る農林大臣の命令に違反したとき。

2 第二十二条第二項、第二十三条规定を定めようとするときは、第二項ただし書の認可をしよ

うとするとき。

2 第二十五条第一項又は第三十

四条の承認をしようとするとき。

2 第二十三条第一号又は第二号

の指定をしようとするとき。

2 第二項の規定により指名された理

事長、理事又は監事となるべき者

は、事業団の成立の時において、

この法律の規定により、それぞれ

理事長、理事又は監事に任命され

たものとする。

2 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用す

る。

2 第四十二条の規定は、前項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事

業務上の余裕金を運用したとき。

2 第三十七条第二項の規定によ

る農林大臣の命令に違反したとき。

2 第二十二条第二項、第二十三条规定を定めようとするときは、第二項ただし書の認可をしよ

うとするとき。

2 第二十五条第一項又は第三十

四条の承認をしようとするとき。

2 第二十三条第一号又は第二号

の指定をしようとするとき。

2 第二項の規定により指名された理

事長、理事又は監事となるべき者

は、事業団の成立の時において、

この法律の規定により、それぞれ

理事長、理事又は監事に任命され

たものとする。

2 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用す

る。

2 第四十二条の規定は、前項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事

業務上の余裕金を運用したとき。

2 第三十七条第二項の規定によ

る農林大臣の命令に違反したとき。

2 第二十二条第二項、第二十三条规定を定めようとするときは、第二項ただし書の認可をしよ

うとするとき。

2 第二十五条第一項又は第三十

四条の承認をしようとするとき。

2 第二十三条第一号又は第二号

の指定をしようとするとき。

2 第二項の規定により指名された理

事長、理事又は監事となるべき者

は、事業団の成立の時において、

この法律の規定により、それぞれ

理事長、理事又は監事に任命され

たものとする。

2 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用す

る。

2 第四十二条の規定は、前項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事

業務上の余裕金を運用したとき。

2 第三十七条第二項の規定によ

る農林大臣の命令に違反したとき。

2 第二十二条第二項、第二十三条规定を定めようとするときは、第二項ただし書の認可をしよ

うとするとき。

2 第二十五条第一項又は第三十

四条の承認をしようとするとき。

2 第二十三条第一号又は第二号

の指定をしようとするとき。

2 第二項の規定により指名された理

事長、理事又は監事となるべき者

は、事業団の成立の時において、

この法律の規定により、それぞれ

理事長、理事又は監事に任命され

たものとする。

2 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用す

る。

2 第四十二条の規定は、前項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事

業務上の余裕金を運用したとき。

2 第三十七条第二項の規定によ

る農林大臣の命令に違反したとき。

2 第二十二条第二項、第二十三条规定を定めようとするときは、第二項ただし書の認可をしよ

うとするとき。

2 第二十五条第一項又は第三十

四条の承認をしようとするとき。

2 第二十三条第一号又は第二号

の指定をしようとするとき。

2 第二項の規定により指名された理

事長、理事又は監事となるべき者

は、事業団の成立の時において、

この法律の規定により、それぞれ

理事長、理事又は監事に任命され

たものとする。

2 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用す

る。

2 第四十二条の規定は、前項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事

業務上の余裕金を運用したとき。

2 第三十七条第二項の規定によ

る農林大臣の命令に違反したとき。

2 第二十二条第二項、第二十三条规定を定めようとするときは、第二項ただし書の認可をしよ

うとするとき。

2 第二十五条第一項又は第三十

四条の承認をしようとするとき。

2 第二十三条第一号又は第二号

の指定をしようとするとき。

2 第二項の規定により指名された理

事長、理事又は監事となるべき者

は、事業団の成立の時において、

この法律の規定により、それぞれ

理事長、理事又は監事に任命され

たものとする。

2 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用す

る。

2 第四十二条の規定は、前項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事

業務上の余裕金を運用したとき。

2 第三十七条第二項の規定によ

る農林大臣の命令に違反したとき。

2 第二十二条第二項、第二十三条规定を定めようとするときは、第二項ただし書の認可をしよ

うとするとき。

2 第二十五条第一項又は第三十

四条の承認をしようとするとき。

2 第二十三条第一号又は第二号

の指定をしようとするとき。

2 第二項の規定により指名された理

事長、理事又は監事となるべき者

は、事業団の成立の時において、

この法律の規定により、それぞれ

理事長、理事又は監事に任命され

たものとする。

2 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用す

る。

2 第四十二条の規定は、前項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事

業務上の余裕金を運用したとき。

2 第三十七条第二項の規定によ

る農林大臣の命令に違反したとき。

2 第二十二条第二項、第二十三条规定を定めようとするときは、第二項ただし書の認可をしよ

うとするとき。

2 第二十五条第一項又は第三十

四条の承認をしようとするとき。

2 第二十三条第一号又は第二号

の指定をしようとするとき。

2 第二項の規定により指名された理

事長、理事又は監事となるべき者

は、事業団の成立の時において、

この法律の規定により、それぞれ

理事長、理事又は監事に任命され

たものとする。

2 第四十二条の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用す

る。

2 第四十二条の規定は、前項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事

業務上の余裕金を運用したとき。

2 第三十七条第二項の規定によ

る農林大臣の命令に違反したとき。

第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

三 農業保険事業団の指導、監督及び助成を行なうこと。

第七十五条第一項の表中「二九、四四六人」を「二九、三一〇人」に、「六一、二〇一人」を「六一、〇六五人」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

第二十条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「医療金融公庫」の下に「農業保険事業団」を加える。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第二十一条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第二十二条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

(農業災害補償法の一部を改正する法律案)

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五条)の一部を次のように改正する。

(農業災害補償法の一部を改正する法律案)

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五条)の一部を次のように改正する。

(農業災害補償法の一部を改正する法律案)

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五条)の一部を次のように改正する。

(農業災害補償法の一部を改正する法律案)

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五条)の一部を次のように改正する。

(農業災害補償法の一部を改正する法律案)

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五条)の一部を次のように改正する。

第一条中「の行う共済事業、農業共

(地方税法の一部改正)

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を

第七十二条の四第一項第二号中「国民金融公庫」を「農業保険事業団、国民金融公庫」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第一百九十五号)の一部を次のように改正する。

(第二十四条第二項中「国民金融公庫」を農業保険事業団、国民金融公庫に改める。)

(第十二条及び第十三条を次のように改正する。)

第二十四条第二項中「国民金融公庫」を農業保険事業団、国民金融公庫に改める。

清組合連合会の行う保険事業及び政

府の行う「」が行なう共済事業、農業共済組合又は第八十五条の六

並びに農業保険事業団(以下事業団といふ)が行なう保険事業及び

「国民金融公庫」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十四条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第一百九十五号)の一部を次のように改正する。

(第十二条及び第十三条を次のように改正する。)

第二十四条第二項中「国民金融公庫」を農業保険事業団、国民金融公庫に改める。

前項の農作物共済掛金国庫負担割合は、共済目的の種類ごとに、

農業共済組合又は第八十五条の六

並びに農業保険事業団(以下事業団といふ)が行なう保険事業及び

「国民金融公庫」に改める。

(第一項の共済事業を行なう市町村(以下組合等と総称する。)に係る

百七条第一項の農作物基準共済掛け率をそれぞれ別表の上欄に掲

げた各級に区分して通次に当該下

欄に掲げる割合を乗じて得た率を

合計した率(別表に定めのある農

作物以外の共済目的の種類につい

ては、組合等に係る同項の農作物

基準共済掛け率を基礎として政令

で定めるところにより算出される

率)を同項の農作物基準共済掛け

金のうち、当該組合員等に係る共

済金額に、その者が組合員となつ

ている農業共済組合又はその者と

当該共済関係の存する市町村に係

る第百七条第一項の農作物基準共

済掛け率(その農業共済組合又は

共済に係る共済責任についての保険

特種会計等からする一般会計等の

保険責任についての再保險の事業等

三 当該都道府県の第百八条第四

項第三号の蚕桑超異常共済掛

金標準率

第十三条 国庫は、政令の定めると

ころにより、前条第一項又は第三

項の規定による負担金を合計した

金額に相当する金額を事業団に交

付する。

事業団は、前項の規定による交

付金に相当する金額を組合員等が

組合等に支払うべき共済掛け金の一

部に充てるため、政令の定めると

ころにより、当該組合等に交付し

なければならない。

事業団は、前項の規定により交

付すべき交付金のうち前条第一項

の規定による負担金に係るものに

ついては、組合等に交付するのに

代えて、当該組合等が事業団に支

払うべき保険料の全部又は一部に

充てて事業団の農作物勘定の保険

料収入に計上することができる。

事業団は、第二項の規定により

助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）の規定（同法第二十三条の規定及びこれに係る罰則を除き、その罰則以外の罰則を含む）を準用する。この場合において、同法（第一条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「農業保險事業団の理事長」とあるのは「農業保険事業団の理事長」とあるのは「農業保険事業団の理事長」と読み替えるものとする。

第十三条の三中「第十二条第二項及び第十三条」を「第十三条第一項、第二項及び第四項」に改める。

第十四条の次に次の二条を加える。

する事項を規定しなければならぬ

第八十五条の四第一項中「前条第四項」を「第八十五条の三第三項」に、
「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第三号中「家畜共済関係」を
「当該共済関係」に改め、同条第四号中「任意共済関係」を「當該共済關係」
に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第八十五条の三条三項」に、「家
畜共済関係及び任意共済関係」を「家畜共済又は任意共済の共済關係」に
改め、同条第三項中「家畜共済関係」を「事業團」に改め、「政府」を
「事業團」に改め、同条第四項中「政
府」を「事業團」に改め、同条第五項
中「前条第四項」を「第八十五条の三
第三項」に改める。
第八十五条の五中「前三条」を「こ
の法律」に改める。

第八十五条の六第四項中「第八十
五条の三第五項及び第六項」を「第八
十五条の三第四項及び第五項」に改
める。

第八十五条の七中「第八十五条第
一項」を「第八十五条第一項乃至第九
項及び第十一項」に、「とあるのは」
を「とあるのはに」、「読み替える」を
「第八十五条第一項中「当該農業共
済組合の組合員」とあるのは「当該
市町村との間に農作物共済又は蚕繭
七において準用する前条第一項」と、
「前項」とあるのは「第八十五条の七
において準用する前項」と、同条第
三項中「前項前段若しくは第七項」
とあるのは「第八十五条の七におい

て準用する前項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第七項若しくは第八十五条の八第二項第七号」と、「前項後段若しくは第七項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第七項若しくは第八十五条の八第二項第七号」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項後段若しくは第七項若しくは第八十五条の八第二項第七号」と、「前項第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一号」と、同条第四項中「その区域」とあるのは「その共済事業の実施区域」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一号」と、同条第五項及び第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第六項及び第九項後段中「総会の議決」とあるのは「議会の議決」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第一項の規定」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、同条第八項及び第九項前段中「第四項」とあり、及び「同項」と、「第四項」とあるのは「同条において準用する第四項」と、同条において準用する第四項」と読み替える」に改める。

十五条の三第一項の認可を受けて新たに共済事業を行なう場合のその共済事業の開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、前条において準用する第八十四条第一項又は第八十五条第一項の規定にかかわらず、左の各号の定めるところによる。

一　一個の農業共済組合からの中出しにより共済事業を行なう場合における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、当該共済事業の実施に係る第八十五条の三第三項の公示(同条第五項の公示を含む。)があつた際、当該農業共済組合が農作物共済又は蚕繭共済を行なつてないときは、その行なつてない共済事業と同種の共済事業は行なわないものとし、当該農業共済組合がその行なつている農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としていないときは、その共済目的の種類としている農作物又は蚕繭は当該市町村の農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としないものとする。

二　二個以上の農業共済組合からの申由により共済事業を行なう場合における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済について、第八十五条第七項の規定を準用するものとする。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村の共済

事業の実施に係る第八十五条の三第三項の公示（同項第五項の公示を含む。）があつた際」、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合」と、同項第一号中「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号及び第三号中「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

共済事業を行なう市町村が、從前実施区域のほか、農業共済組合から第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始する場合の、その開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕糸共済については、第八十五条第七項の規定を準用する。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村のその新たな実施区域に係る第八十五条の三第二項の公示（同項第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合（当該市町村を含む。）」と、同項第一号中「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、同項第三号中「組合が二個以上の組合」とあるのは「組合（当該市町村を

（含む。）が二個以上の組合（当該市町村を含む。）と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

市町村が、第八十五条第四項の規定による指定を受けている一個の農業共済組合又はその全部がその指定を受けている二個以上の農業共済組合から第八十五条の二第一項の申出により、第八十五条の三第一項の認可を受けて新たに共済事業を行なうときは、当該市町村は、その共済事業の開始の時において、前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

共済事業を行なう市町村で前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けているものが、従前の実施区域のほか、同一項の規定による指定を受けている一個の農業共済組合又はその全部がその指定を受けている二個以上の農業共済組合から第八十五条の二第一項の申出により、第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始するときは、当該市町村は、その開始の時において、その実施区域の全部につき前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

第八十五条の九第一項中「当該共済事業を廃止しようとするときは、「を削り、「受けなければならない。」

第四項中「共済事業」を「共済事業の全部」に改める。

第八十五条の十の次に次の二条を加える。

第八十五条の十一 この法律に規定するもののはか、共済事業を行なう市町村につき廃置分合があつた場合における当該廃置分合に係る市町村の行なつていた当該共済事業についての経過措置並びに当該廃置分合後の市町村の当該廃置分合に係る地域についての当該共済事業の開始當時におけるその事業の種類及び共済目的の種類その他當該共済事業の開始に関し必要な事項は、命令で定める。

第八十五条の十二 農業共済組合のうち、共済掛金の徴収(第八十七条の二の規定による督促及び債務のうち、共済事業に係る事項は、命令で定める。

農業共済組合は、定期の定めるところにより、共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る共済掛金等の額百円につき一日三錢の割合をこえない範囲内において定額で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第八十八条中「共済掛金及び」を「共済掛金若しくは」に、「賦課金を徴収し、又は共済掛金の返還若しくは」を「賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金の返還又は」に、「一年間」を「三年間」に改める。

但し、第十六条第二項但書に規定する者については、この限りでない。

第一百四条第二項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「当然加入資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に、「前項本文」を「前項」に改め、同条第三項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に改め、「命令加入資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」という。」を削り、「以下農作物共済等資格者といふ、「と当該公示に係る」を「で第六項第一項但書に規定する者以外のもの（以下農作物共済資格者といふ）又はその実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者へ命令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く」で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下蚕繭共済資格者といふ）と当該公示に係る」に改める。

但し、第十六条第二項但書に規定する者と

第二項前段若しくは第七項、第八項第一項の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第二号第一項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なつていい場合において、その行なつていい共済事業についての農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者については、この限りでない。

第一百四条第四項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済支払を受けた保険金の金額」を「金額は、農作物共済にあつては当該組合等が事業団から支払を受けた保険金の金額（当該組合等が農業共済組合連合会からも保険金の支払を受けたときも）の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない組合等においては、水稻に係る共済掛金は、病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める基準に基づき

なるに至つた者については、この限りでない。

第一百四条第二項の次に次の二項を加える。

農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない第一号加入資格者又は第二号加入資格者が、当該農業共済組合が現に行なつている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物と又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模がいずれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない者及び当該市町村が第八十五条の七条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない者において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項若しくは第五項」に改め、「命令で定める場合を除いて、」及び「以下農作物共済等資格者といふ。」を削り、「と当該公示に係る」を「で第六項第一項但書に規定する者以外のもの（以下農作物共済資格者といふ）又はその実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者へ命令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く」で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下蚕繭共済資格者といふ）と当該公示に係る」に改める。

第一百四条第四項中「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済支払を受けた保険金の金額」を「金額は、農作物共済に規定する者を除く」を「農作物共済の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない組合等においては、水稻に係る共済掛金は、病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める基準に基づき

第八十五条の十一 この法律に規定するもののはか、共済事業を行なう市町村につき廃置分合があつた場合における当該廃置分合に係る市町村の行なつていた当該共済事業についての経過措置並びに当該廃置分合後の市町村の当該廃置分合に係る地域についての当該共済事業の開始當時におけるその事業の種類及び共済目的の種類その他當該共済事業の開始に関し必要な事項は、命令で定める。

第八十五条の十二 農業共済組合のうち、共済掛金の徴収(第八十七条の二の規定による督促及び債務のうち、共済事業に係る事項は、命令で定める。

農業共済組合は、定期の定めるところにより、共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る共済掛金等の額百円につき一日三錢の割合をこえない範囲内において定額で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第八十八条中「共済掛金及び」を「共済掛金若しくは」に、「賦課金を徴収し、又は共済掛金の返還若しくは」を「賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金の返還又は」に、「一年間」を「三年間」に改める。

但し、第十六条第二項但書に規定する者については、この限りでない。

第一百四条第二項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「当然加入資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」という。」を削り、「以下農作物共済等資格者といふ、「と当該公示に係る」を「で第六項第一項但書に規定する者以外のもの（以下農作物共済資格者といふ）又はその実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者へ命令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く」で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下蚕繭共済資格者といふ）と当該公示に係る」に改める。

但し、第十六条第二項但書に規定する者と

第二項前段若しくは第七項、第八項第一項の八第二項第二号若しくは第三項若しくは第五項」に改め、「命令で定める場合を除いて、」及び「以下農作物共済等資格者といふ。」を削り、「と当該公示に係る」を「で第六項第一項但書に規定する者以外のもの（以下農作物共済資格者といふ）又はその実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者へ命令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く」で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下蚕繭共済資格者といふ）と当該公示に係る」に改める。

但し、第十六条第二項但書に規定する者と

第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第一項本文と同様とする。

第八十五条の七において準用する
第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない市町村又は第七十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済若しくは蚕繭共済を行な

第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第一項本文と同様とする。

五百四十二条の二項を加える。

第八十五条の三第三項若しくは第五項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつた後に、当該公示に係る市町村との間に、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者が、当該市町村が現に行なつてゐる農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその當む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模のいそれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第五項本文と同様とする。

つて、いよいよ市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第三項の規定によりその共済目的の種類としている農作物若しくは蚕繭をそして、いよいよ農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、当該市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営み、その営む当該農作物又は蚕繭共済組合が現に行なつて、「当該農業共済組合が現に行なつて、その共済目的の種類としている第十八条第一項但書に規定する者」を削り、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済に改め、「存しないもの」の下に「（当該農業共済組合が現に行なつて、その共済目的の種類としている第十八条第一項但書に規定する者）を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号を加え、同条第二項中「農作物共済等資格者たる前条第三項但書に規定する者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号

又は第二号に掲げる者(前条第五項の条例で定める者を除く。)に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、「存しないもの」の下に「(当該市町村が現に行なつてゐる農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としている第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営む者に限る。」を加え、同条第三項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同条第四項を削る。

第二百四条の三中「及び蚕繭共済」を削り、「又は蚕繭共済」に、「共済目的が」を「第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭が」に、「当該共済目的」を「その期間に係る当該農作物又は蚕繭」に改め、同条に次の一項を加える。

組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者の業務とする耕作又は養蚕に係る第八十四条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭で特定の年産は同項第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭に係るものにつき、当該共済に付されるるとすれば、共済事故の発生することとが相当の確実さをもつて見通されることその他共済事業の本質にてらし著しく平衡を失ふこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき当該共済関係を成立させないことを相当とする省令で定める事由がある場合において、組合等が当該事由の存在する旨の都道府県知事の認定を受けた旨を定めたときは、当該省令で定める

は、当該共済関係は、存しないものとする。

第一百四条の四第一項中「及び蚕繭共済等資格者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者（第五条第四項第五項の条例で定める者を除く。）」に改め、同条第二項中「及び蚕繭共済等資格者」を「蚕繭共済」に改め、「共済事業を行う市町村との間に当該共済関係の存する者については、第百四条第三項但書」を削り、同項に後段として次のよう 加える。

第八十五条第二項前段（第八五条の七において準用する場合を含む。若しくは第七項（第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類とした組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する第十五条第一項加入資格者若しくは農作物共済の資格者又は第二号加入資格者若しくは蚕繭共済資格者で該組合等が現に行なつて いる農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその當む該農作物又は蚕繭の業務の規模がいすれも第十五条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないものについても、また同様とする。

第四百四条の四第一項の次に次の項を加える。

組合等が第八十五条第二項前（第八十五条の七において準用する場合を含む。）又は第七項（第十五条の七及び第八十五条の八）三項において準用する場合をむ。）の規定によりその農作物共又は蚕繭共済において第八十四第一項第一号の農作物の一部又同項第二号の蚕繭の一部をその済目的の種類としないこととしきは、その時に、その組合等の間に当該共済事業の共済關係存する者でその他の共済目的の類たる農作物又は蚕繭のいすれについても耕作又は養蚕の業務をんでないものに係る当該共済係は、消滅するものとする。

第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合含む。）若しくは第七項（第十五条の七並びに第八十五条の八第一項第二号及び第三項において準する場合を含む。）又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭一部を共済目的の種類としない場合等との間に農作物共済又は蚕共済の共済關係の存する者が、該農業共済組合の組合員たる第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者又は当該市町村の共事業の実施区域内に住所を有する者（第一号若しくは第二号に掲げる者を除く。）たる地位を失

第一百六条第一項を次のように改め
る。

すに、その他の共済目的の種類たる農作物又は蚕繭のいづれについても耕作又は養蚕の業務を営む者でなくなったときは、その時に、当該共済關係は、消滅するものとする。

農業共済組合との間に農作物共済又は亞蔽共済の共済關係の存する者が、組合員たる地位を失わぬまに第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者でなくなつたときは、その時に、当該共済關係は、消滅するものとする。

組合等との間に農作物共済又は
蚕繭共済の共済関係の存する者
は、その旨を第百一四条第一項事

務大臣が定める最高額と最低額の範囲内において」を「百分の九十に相当する額を標準として主務大臣が定める最高額と最低額の範囲内において」を「百分の九十に相当する額を限度として主務大臣が定めることによる二以上の金額につき」に改め、同条第三項中「蚕繭共済の」を「前項の用位當り」に、「次条第三項」を「第八百四十九条第三項」に、「一律に定款等でこれを定める。」を「省令の定めるところにより組合等が定款等で定める金額とする。」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

い業務に係る農作物又は蚕繭について、当該基準に達しない年ごとに、省令の定めるところにより、当該組合等に対し、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の停止の申出をすることができる。

第一百五条第二項中「共済目的」と「年産の当該農作物又は蚕繭」及び「蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

的の種類ごと及び組合員等ごとに
単位当り共済金額に、組合員等が
省令の定めるところにより桑葉の
生産事情等を勘案して定めるその
掃立てに係る蚕種の数量に相当す
る数を乗じて得た金額とする。

第八百八条を削り、第八百七条第一項
中「農作物共済及び」及び「農業共済
組合にあつてはその区域、共済事業
を行う市町村にあつてはその共済事
業の実施区域をいう。」を削り、「基
準共済掛金率」を「蚕桑基準共済掛金
率」に改め、同条第二項中「基準共済
掛金率は、」を「前項の蚕桑基準共
済掛金率は、」

「異常共済掛金標準率」を「蚕繭異常共済掛金標準率」に改め、同条第五項中「前項の標準率」を「蚕繭超異常共済掛金標準率」に改め、同条第六項中「前項の標準率」を「蚕繭通常共済掛金標準率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率」に改め、同条を第百八条とし、第百六条の次に次の二条を加える。

二 被害率のうち、農作物通常標準基準率といふ
準被害率をこえるもののそのこ
える部分の率を基礎として、主
務大臣が定める基準に基づき事
業団が主務大臣の認可を受けて定
める率（以下農作物異常共済掛
金率基準率といふ）

組合等は、第一項の規定にかか
わらず、共済目的の種類ごとに、
あらかじめ事業団の承認を受け、
当該組合等の区域を二以上の地域
に分けて、その地域ごとに共済掛
金率を定めることができる。この

て得た数量を、いふものとし、次条
第一号の本田移耕期又は発芽期に於
おいて共済事故により移植できなか
かつたこと又は発芽しなかつたこ
との他省令で定める事由のある
耕地については、その差し引いて
得た数量を、実損害額を勘案して
主務大臣が定める方法により調整
して得た数量を、いふものとする。
の合計が当該組合員等の耕作する
耕地ごとの基準収穫量の合計の百
分の二十をこえた場合に、百六十
条第一項の単位當り共済金額に、
そのこえた部分の数量に相当する

済掛金率は、省令の定めるところにより、「に改め、「合計額」の下に「見込額」を加え、「共済掛金標準率を「蚕繭共済掛金標準率」に、「大臣が」を「事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条第四項中「廿

ではその区域、共済事業を行なう市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。以下同じ。」ことに、農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において、省令の定めるところにより定款等で定める。前項の農作物基準共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、左の率を合計したものとする。

農作物通常共済掛金基準率及び
農作物異常共済掛金基準率は、二
年ごとに一般に改訂する。
第百九条を次のように改める。

五百九条 組合等は、農作物共済に
いては、共済目的の種類ごと及び
組合員等ごとに、共済事故による
共済目的の減収量(当該組合員等の
耕作する耕地ごとに、その耕地の
基準収穫量から第九十八条の二の
準則に従い認定された年のにお
けるその耕地の収穫量を差し引い
て得た数量をいうものとし、次各
第一号の本田移植期又は発芽期の
おいて共済事故により移植できなか
かつたこと又は発芽しなかつたこ
ととの他省令で定める事由のある
耕地については、その差し引いて
得た数量を、実損害額を勘案して
主務大臣が定める方法により調整
して得た数量をいうものとする。
の合計が当該組合員等の耕作する
耕地ごとの基準収穫量の合計の百
分の二十をこえた場合に、百第六
条第一項の単位当たり共済金額に
そのこえた部分の数量に相当する

数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、蚕繭共済について、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量(当該組合員等に係る基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定された年の年ににおける当該組合員等の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕種の掃立て不能その他省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする)がその基準収穫量の百分の三十をこえた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収穫量に対する割合に応じて省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の基準収穫量及び前項の単位当たり基準収穫量は、主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定めるものとする。 第百十条中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

第一百十一条第一項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

「濟」を「又は蚕繭共済」に、「及び明け二歳以上」を「又は明け二歳以上」に改める。

第一百十一条の二第一項中「第十五项第三号」を「第十五条第一項第三号」に改める。

第一百五条第一項第二号中「主務大臣の」を「主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条第三項中「基礎」として、主務大臣が基礎として、主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」と改め、同条第五項中「主務大臣の」を「主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に改める。

第一百六条第一項第一号及び第二項中「命令の定めるところにより、基づき事業団が主務大臣が定める基準等で」を「主務大臣が定める基準等で」に改め、同条第二項を次のように改める。

第一百二十一条第一項中「第八十三条第一項第一号乃至」を「第八十三条第一項第二号及び」に、「保険することを目的とする」を「保険する事業を行なう」と改め、同条第二項を次のように改める。

農業共済組合連合会は、前項に規定する事業のはか、左の事業を行なうことができる。
一 組合員たる組合等が第八十三条第一項第一号に掲げる共済事業によつてその組合員等に対し負う共済責任を相互に保険する事業

対して負う共済責任を相互に保険する事業

第一百二十二条中「その組合員又は農作物共済等資格者」を「その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者」に、「共済関係」を「蚕繭共済、家畜共済又は任意基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条第三項中「基礎」として、主務大臣が基礎として、主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」と改め、同条第五項中「主務大臣の」を「主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条第六項中「主務大臣が定めるところにより、基づき事業団が主務大臣が定める基準等で」を「主務大臣が定める基準等で」に改め、同条第七項を次のように改める。

前条第二項第一号の保険事業を行なう農業共済組合連合会の組合員たる組合員たる農作物共済組合連合会に対し、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに、当該組合等との組合員又は当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者(以下農作物共済関係組合員等といふ)との間に存する農作物共済の共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき、当該保険事業の保険関係を成立させたい旨の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、農業共済組合連合会がその申出を受理した日から起算して十日を経過した時

以後においては、その申出に係る共済目的の種類たる農作物について当該組合等と農作物共済関係組合員等との間に存する農作物共済の共済関係(その時以後に成立した農作物共済の共済関係を含む)に係る共済責任を一体としてこれにつき、当該農業共済組合連合会に対し、当該農作物ごとに、その農作物に係る共済責任期間の始まる前までに、当該保険関係の消滅の申出をすことができる。

間に前条第二項第一号の保険事業の保険関係が存するものとする。ただし、農業共済組合連合会がその申出を受理した日から起算して十日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

第二項の申出は、農作物共済の共済目的の種類ごとに、その種類に係る共済責任期間中に前項の規定によりその申出に係る保険関係が成立することならないようにならなければならない。

組合等は、第二項の申出をするには、あらかじめ、農業共済組合にあつては総会の、共済事業を行なう市町村にあつては議会の議決を経なければならない。

前項の総会の議決には、第四十条第二項の規定を準用する。

第一百二十二条の二 前条第三項の規定により農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに農作物共済の共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき農業共済組合連合会との間に第一百二十二条第二項第一号の保険事業の保険関係の存する組合等は、当該農業共済組合連合会に対し、当該農作物ごとに、その農作物に係る共済責任期間の始まる前までに、当該保険関係の消滅の申出をすことができる。

前項の申出があつたときは、農業共済組合連合会がその申出を受理した日から起算して十日を経過した時

以後においては、その申出に係る共済目的の種類たる農作物について当該組合等と農作物共済関係組合員等との間に存する農作物共済の共済関係(その時以後に成立した農作物共済の共済関係を含む)に係る共済責任を一体としてこれにつき、当該農業共済組合連合会に対し、当該農作物ごとに、その農作物に係る共済責任期間の始まる前までに、当該保険関係の消滅の申出をすことができる。

第一項の場合には、前条第五項及び第六項の規定を準用する。

第一百二十三条第一項第三号中「任意共済」を「任意共済に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「家畜共済」を「蚕繭共済に係るもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の二号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごとに、総共済金額に農作物等ごとに、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じ、これにより当該農業共済組合連合会と当該組合等とが協議して定める割合(以下通常責任保険歩合といふ)を乗じて得た金額

二 該組合等とが協議して定める割合(以下通常責任保険歩合といふ)を乗じて得た金額

第一項第一号を「前項第三号」に改める。

第一百二十四条中「保険料率」を「蚕繭共済、家畜共済及び任意共済に係る保険料率」に、「次条第一項第二号」を「次条第一項第三号」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

農業共済組合連合会の農作物共済に、その農作物に係る共済責任期間の始まる前までに、当該保険関係の消滅の申出をすことができる。

八十六条第二項の規定による減額後(共済掛金)の合計金額から、当該共済責任が事業団の保険に付する金額を差し引いて得た金額に、通常責任保険歩合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

第一百二十五条第一項第三号中「任意共済」を「任意共済に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「死廃病傷共済」を「死廃病傷共済に係るもの」に、「生産共済」を「生産共済に係るもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び組合員たる組合等ごとに、総支払共済金の金額が通常責任共済金額(総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)以下である場合にあつては総支払共済金の金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、総支払共済金の金額が通常責任共済金額をこえる場合にあつては通常責任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額

を乗じて得た金額)を乗じて得た金額を差し引いて得た金額とする。

同条第三項中「前項第二号イ」を「前項第三号イ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第一百二十六条の次に次の一条を加える。

第一百二十六条の二 農業共済組合連合会がその組合員に対して支払う金の金額は、当該農業共済組合連合会が事業団から支払を受けた当該共済事業に係る再保險金の金額を下つてはならない。

第一百二十七条第一項中「共済関係が成立したときは、」を「省令の定めるところにより定期に」に、「当該共済関係に関する事項」を「対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に関する必要な事項」に改める。

第一百三十一条第一項中「都道府県農業共済保険審査会」を「都道府県農業災害補償審査会」に改める。

第一百三十二条の二中「農作物共済等資格者」を「共済事業の実施区域内外に住所を有する第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者(第二百四条第五項の条例で定める者を除く。)」に改める。

第五章 事業団の保険事業及び再保險事業

第一百三十三条中「政府」を「事業団」に改め、「農作物共済」を削除する。

事業団は、組合等が農作物共済によつてその組合員等に対しても負

う共済責任を保険するものとする。

第一百三十四条中「前条」を「家畜共済又は家畜共済に係る保険の金額は、当該農業共済組合連合会が事業団から支払を受けた当該共済事業に係る再保險金の金額と及び組合等ごとに、その総共済保険関係につき再保險関係」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

組合等とその農作物共済関係組合員等との間に農作物共済の共済関係が存するときは、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに、事業団と当該組合等との間に、当該共済関係に係る共済責任共済組合員との間に蚕繭共済に係る保険事務の保険関係が存するときは、蚕繭共済の共済目的の種類たる蚕繭共済に係る保険責任を一体としてこれにつき保険関係が存するものとする。

農業共済組合連合会とその組合員との間に蚕繭共済に係る保険事務の保険関係が存するときは、蚕繭共済の共済目的の種類たる蚕繭共済に係る保険責任を一体としてこれにつき保険関係が存するものとす。このに、事業団と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に基づき事業団が定める基準にて得た率を差し引いて得た率)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

事業団の蚕繭共済に係る再保險料は、蚕繭共済の共済目的の種類に係るものに、「種類ごとに当該共済目的に係る総保険金額のうち、その」を「種類たる蚕繭」と及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額から、「」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、差し引いて得た金額を「金額を」と改め、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」と、当該共済目的に係る「種類たる蚕繭」と及び組合等ごとに、その総共済

「事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

事業団の保険金額は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに及び組合等ごとに、その総共済保険金から通常責任共済金額を差し引いて得た金額とする。

第一百三十六条を次のように改め

「事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条に第一項として次の二項を加える。

事業団の保険金額は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに及び組合等ごとに、その総共済保険金から通常責任共済金額を差し引いて得た金額とする。

第一百三十八条第一項中「再保險関係が成立したときは、」を「事業団に、再保險関係に関する事項を主務大臣に」を「事業団に対し、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に存する保険関係に関する必要な事項を」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「生じたときは、」の下に「組合等又は」を加え、
「命令」を「事業団」に、「主務大臣」を「事業団」に改め、同条第三項に第一項として次の一項を加える。

組合等は、事業団の定めるところにより、事業団に対し、当該組合等とその組合員等との間に存する共済関係に関する必要な事項を通知しなければならない。

第一百三十九条中「農業共済組合連合会は、保険金」を「組合等又は農業共済組合連合会は、農作物共済の共済金又は蚕繭共済若しくは家畜共済

「第一百四条第三項」を「第一百四条第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同条第二項中「第一百四条第三項」を「第一百四条第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

理由

最近における農業災害の発生の状況及び農業經營の変化に対応して、農作物共済について、農家単位収穫量建て制の採用、てん補内容の充実、共済掛率の設定方法及び国庫負担の方式の改善、農業共済組合等の負う共済責任の範囲及び共済関係の任意成立の範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、農作物共済における異常災害に対応する共済責任の部分についての保険事業を農業保険事業團に行なわせて蚕繭共済及び家畜共済についてその再保險の事業を同事業團に行なわせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

畜産物の価格安定等に関する法律案

最近における農業災害の発生の状況及び農業經營の変化に対応して、農作物共済について、農家単位収穫量建て制の採用、てん補内容の充実、共済掛率の設定方法及び国庫負担の方式の改善、農業共済組合等の負う共済責任の範囲及び共済関係の任意成立の範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、農作物共済における異常災害に対応する共済責任の部分についての保険事業を農業保険事業團に行なわせることとし、あわせて蚕繭共済及び家畜共済についてその再保険の事業を同事業團に行なわせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一章	總則第一条・第二条
第二章	安定価格等（第三条～第六条）
第三章	畜産物価格審議会（第七条～第十一條）
第四章	畜産振興事業団
第一節	総則（第十二条～第十四条）

うとするときは、あらかじめ物価格審議会の意見を聞かなければならぬ。

6 農林大臣は、安定価格を定めたときは、逕済なく、これを告示するものとする。
(安定価格の改定)

(指定乳製品の生産等に関する計画)

4
畜産物の販売を目的として、その構成員の生産する家畜(当該団体の委託を受けて生産するものを含む。)に係る指定食肉の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

鶏卵その他原料乳、指定乳製品及び指定食肉以外の主要な畜産物であつて政令で定めるもの(以下「鶏卵等」という。)の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会は、鶏卵等の価格が著しく低落

第二条 この法律において「原料乳」
(定義)

第一條 この法律は、主要な畜産物の価格の安定を図るとともに乳業者等の經營に必要な資金の調達を円滑にすることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする。

附則

附則

第五章 雜則（第六十三條・第六十四條）

第五章 雜則（第十四至

五十九条)

五十九

第四節 財務及び会計

第四節 財務及

あつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

あつて、農林省令で定める規格に適合するものをいう。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。
経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、安定価格を改定することができる。

(原料料の価格に関する箇等)
第五条 農林大臣又は都道府県知事
は、政令で定めるところにより、
乳業者（洛農辰興法）（昭和二十九

一定を受けた」とかで見る

二 乳業者が組織する中小企業等
協同組合

三 乳業者たる農業協同組合又は

農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合連合会

る農業協同組合又は農業協同組合連合会は、指定食肉の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格

を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する家畜(当該団体の委託を受けて生産

するものを含む)に係る指定食肉の保管又は販売に関する計画を定め、農林大臣の認定を受けることができる。

し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する鶏卵等の保管又は販売に関する計画を定め農林大臣の認定を受けることができる。

5 農林大臣は、前四項の計画が農林省令で定める基準に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

6 農林大臣は、生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合において畜産振興事業団があつせんしてもなお当該計画に係る乳業者が、正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、当生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

7 農林大臣は、第一項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ畜産振興事業団の意見を聞くものとする。

第三章 畜産物価格審議会

(設置及び権限)

第七条 農林省に、畜産物価格審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に応じ、牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の価格の安定に関する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

第八条 審議会は、委員二十人以内を組織する。

第九条 審議会は、委員二十人以内

で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、牛乳、乳製品、家畜、食肉又は鶏卵等の生産、集荷、保管、販売又は消費に関する学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

5 委員及び専門委員は、牛乳、乳製品、家畜、食肉又は鶏卵等の生産、集荷、保管、販売又は消費に関する学識経験を有する者のうちから、農林大臣が任命する。

6 農林大臣は、生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合において畜産振興事業団があつせんしてもなお当該計画に係る乳業者が、正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、当生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

7 農林大臣は、第一項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ畜産振興事業団の意見を聞くものとする。

8 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

9 農林大臣は、第一項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ畜産振興事業団の意見を聞くものとする。

10 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

11 農林大臣は、第一項から第四項までの認定をしようとするときは、あらかじめ畜産振興事業団の意見を聞くものとする。

12 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

13 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

14 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

15 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

16 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

17 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

18 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

19 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

20 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

21 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

22 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

23 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

24 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

25 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

26 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

27 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

28 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

29 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

30 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

31 農林大臣は、生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に応ずべき旨を命ずることができる。

目的とする。
(法人格)

第十三条 畜産振興事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第十四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(定款)

第十五条 事業団は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

2 前項に規定する者についての出資一の金額は、十萬円とする。

2 事業団に出资する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に對抗することができる。

2 前項に規定する者についての出資一の金額は、十萬円とする。

2 事業団に出资する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に對抗することができる。

2 前項に規定する者についての出資一の金額は、十萬円とする。

2 事業団に出资する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に對抗することができる。

本金を増加することができる。

政府は、前項の規定により事業団がその資金を増加するときは、事業団に出資することができる。

3 本筋を増加することができる。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(登記)

第十七条 第六条第二項各号の一に該當する者は、事業団に出资することができる。

2 前項に規定する者についての出資一の金額は、十萬円とする。

2 事業団に出资する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて事業団に對抗することができない。

(持分の払いもどし等の禁止)

第十九条 事業団は、出資者に對して、その持分を払いもどすことができない。

(持分の払いもどし等の禁止)

ができない。ただし、出資者の持分につき相続があつた場合において、当該相続財産につき、遺産の分割があるまでは、この限りでない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名稱の使用制限)

第二十三条 事業団でない者は、畜産振興事業団という名稱を用いてはならない。

(民法の準用)

第二十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

第二十五条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第二十六条 理事長は、事業団を代表し、その業務を總理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその

職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行なう。

4 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第二十七条 役員は、農林大臣が任命する。

2 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第二十八条 国会議員、國家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の解任)

第二十九条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、役員に職務上の義務違反があるときその他の原因たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(評議員会)

第三十六条 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じて、事業団の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

(役員の兼職禁止)

第三十条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に從事してはならない。ただし、非常勤の役員にあっては、農林大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十一条 事業団と理事長との利益が相反する事項について、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第三十二条 理事長は、副理事長、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の從たる事務所の業務に因し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第三十三条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第三十四条 役員若しくは職員又はこれらの職についた者は、その職務に關して知り得た秘密をもらし、又は盜用してはならない。

(役員及び職員の性質)

第三十五条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する

じ、事業団の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

3 評議員会は、前項の事項に関する意見を述べることができる。

4 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

(評議員)

第三十七条 評議員は、出資者(法人にあつては、その代表者)及び事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

(代理人の選任)

第三十八条 事業団は、第十二条の規定は、評議員について準用する。

2 第二十七条第二項及び第三項、第二十九条第二項並びに第三十四条の規定は、評議員について準用する。

(業務の範囲)

第三十九条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産して指定乳製品(他に委託して生産したものを持む)を安定下位価格で買入れることができる。

(買入れ)

第三十条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産して指定乳製品(他に委託して生産したものを持む)を安定下位価格で買入れる

ことができる。

(売渡し)

第三十一条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産して指定乳製品(他に委託して生産したものを持む)を安定下位価格で買入れる

ことができる。

(業務の範囲)

第三十二条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産して指定乳製品(他に委託して生産したものを持む)を安定下位価格で買入れる

ことができる。

(業務の範囲)

第三十三条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産して指定乳製品(他に委託して生産したものを持む)を安定下位価格で買入れる

ことができる。

(業務の範囲)

第三十四条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産して指定乳製品(他に委託して生産したものを持む)を安定下位価格で買入れる

費について助成をすること。

五 出資者が銀行その他の金融機関に對して負担する債務の保証責し又は賃貸するおそれがあると認められる場合において、事業団がその価格の賃貸を抑制するために必要な数量の当該指定乳製品又は輸入に係る当該指定乳製品又は輸入に係る当該指定乳製品又は当該指定食肉を保管していないときは、事業団は、農林大臣の承認を受けて、その必要の限度において、輸入に係る当該指定乳製品又は当該指定食肉若しくは政令で定められたこれに代るべき他の食肉(農林省令で定める規格に適合するものに限る)を買入ることができます。

六 前各号の業務に附帯する業務事業団は、前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、飲用牛乳、乳製品、食肉及び鶏卵等の需要の増進に関する業務を行なうことができる。

2 第一項第一号及び第五号に規定する業務は、次条から第四十六条までに定めるところにより行なうものとする。

3 第二十九条第一項及び第五号に規定する業務は、次条から第四十六条までに定めるところにより行なうものとする。

4 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

(評議員)

第三十七条 評議員は、出資者(法人にあつては、その代表者)及び事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

(代理人の選任)

第三十八条 事業団は、第六条の規定は、評議員について準用する。

(業務の範囲)

第三十九条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産して指定乳製品(他に委託して生産したものを持む)を安定下位価格で買入れる

ことができる。

(業務の範囲)

第三十条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産して指定乳製品(他に委託して生産したものを持む)を安定下位価格で買入れる

ことができる。

(業務の範囲)

第三十一条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産して指定乳製品(他に委託して生産したものを持む)を安定下位価格で買入れる

ことができる。

(業務の範囲)

第三十二条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産して指定乳製品(他に委託して生産したものを持む)を安定下位価格で買入れる

ことができる。

(業務の範囲)

第三十三条 事業団は、第六条第二項各号の一に該当する者の申込みにより、その生産して指定乳製品(他に委託して生産したものを持む)を安定下位価格で買入れる

ことができる。

(業務の範囲)

第四十条 指定乳製品又は指定食肉の価格が安定上位価格をこえて騰貴し又は賃貸するおそれがあると認められる場合において、事業団がその価格の賃貸を抑制するため

は、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、原料乳及び指定乳製品又は指定食肉の時価に悪影響を及ぼさないような方

は、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、原料乳及び指定乳製品又は指定食肉の時価に悪影響を及ぼさないよう

が、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、隨意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第四十二条 事業団は、次の場合に

は、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、原料乳

及び指定乳製品又は指定食肉の時

価に悪影響を及ぼさないよう

な方法によることが著しく不

適当であると認められる場合にお

いては、政令で定めるところによ

りては、政令で定めるところによ

法で、その保管する指定乳製品又は指定食肉を売り渡すことができる。

- 一 その保管する指定乳製品又は指定食肉の数量が農林省令で定める数量をこえるに至った場合
- 二 その保管する指定乳製品又は指定食肉の保管期間が農林省令で定める期間をこえるに至った場合
- 三 その他農林省令で定める場合（買入れ又は売渡しをしない場合）
- 四 第四十三条事業団は、次の場合に第十三条の規定による買入又は第四十一条の規定による売渡しをしないものとする。
- 五 第三十九条第一項の申込みをした者（生乳生産者団体を除く）について、その者が安定下位価格に達しない価格で原料乳を買入又は買入れるおそれがあると認めるとき。
- 六 第三十九条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。
- 七 第四十一条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
- 八 第四十二条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行なわれたと認めるとき。
- 九 その他農林省令で定める理由があるとき。

第四十四条 事業団は、その保管する指定乳製品又は指定食肉の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これらを同一の規格及び数量の指定乳製品又は指定食肉と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

（債務の保証）

- 第四十五条 事業団は、乳業者である出資者が、銀行その他の金融機関から次に掲げる資金の貸付けを受け、又は当該資金に充てるために手形の割引を受けることにより、当該金融機関に対し債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。
- 一 生乳の購入又は処理若しくは加工に必要な資金（設備の新設又は改良に必要な資金を除く。）
- 二 前号に掲げる資金のほか、乳製品の保管その他乳業の経営に必要な設備の新設又は改良に必要な資金（設備の新設又は改良に必要な資金を除く。）
- 三 乳業の経営を合理化するための業務の委託
- 第四十六条 事業団は、次の各号に規定する業務の一部を当該各号に掲げる者に委託することができる。
- 一 第三十八条第一項第一号の業務（買入れ、交換及び売渡しの決定を除く。）については、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二条）第十条第一項第六号の事業を行なう農業協同組合連合会その他農林大臣の指定する者
- 二 第三十八条第一項第五号の業務（債務の保証の決定を除く。）については、銀行、相互銀行、農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業を行なう農業協同組合連合会、商工組合中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関
- 三 前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務

ことができる。

を行なうことができる。
（業務方法書）

3 事業団は、生乳生産者団体である出資者が、その直属又は間接の構成員たる生乳の生産者に対して当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払いを受けるまでの間ににおいて必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対して債務を負担する場合は、当該債務について保証することができる。

2 事業団は、業務方法書を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。
3 事業団は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

2 事業団は、第四十八条第一項の特別の勘定に関し前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画（これらの変更の認可を受けた場合にあつては、その変更に係る部分）を出資者に通知しなければならない。

（決算）

第五十一条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

（財務諸表等の作成及び送付）

第五十二条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といいう。）を作成し、決算完結後一月以内に、農林大臣に提出してその承認を受けるとともに、第四十八条第一項の特別の勘定に係る財務諸表を出資者に送付しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出し、又は出資者に送付するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第五十三条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、

（収入及び支出の予算等の認可）

第五十条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

（事業年度）

第五十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

（収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けるなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項各号に掲げる者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務

四 第十九条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十二条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六 第三十八条第一項又は第二項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七 第五十二条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に交付しなかつたとき。

八 第五十五条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

九 第五十八条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

十 第六十一条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同一条の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せざる、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

十一 第六十九条第二十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 農林大臣は、第二十七条第一項の例により、事業団の理事長、副理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、副理事長、理事又は監事とならるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長、副理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

3 設立委員は、定款及び業務方針書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

4 第六十三条の規定は、第二項の認可をしようとする場合に準用する。

5 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

6 設立委員は、前項の認可をしようとする場合に準用する。

7 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府に対し、出資金の払込みを求められたときは、その全額を払い込むものとする。

8 設立委員は、出資金の払込みが払込みを求められたときは、その全額を払い込むものとする。

9 第四条の規定により出資金の払込みを求められたときは、前条第三項の規定により出資金の払込みを求められたときは、その全額を払い込むものとする。

10 第七条の規定により第十七条第一項に規定する者が事業団に対し出資したものとされた金額については、当該出資者は、事業団に対し、その成立の日から一ヶ月以内に限り、当該持分の払いもどしを請求することができる。ただし、第四十五条の規定による保証契約に係る債務を負担している者については、この限りでない。

11 第二十三条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

12 第二十三条の規定は、前項に規定する者は、この法律の施行後六月以内に適用しない。

13 第四十九条の規定にかかる年月の成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終るものとする。

14 事業団の最初の事業年度は、第一類第八号

記をしなければならない。
2 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(酪農振興基金の解散等)

第六条 酪農振興基金は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 酪農振興基金の解散の時までに政府から酪農振興基金に對して出資された五億円及びその時までに政府以外の者から酪農振興基金に對して出資された額は、それぞれ、事業団の設立に際して政府及び第十七条第一項に規定する者から事業団に對し出資されたものとする。

3 事業団は、第一項の規定による請求があつたときは、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払いもどしをしなければならない。この場合において、事業団は、その払いもどしをした金額により資本金を減少するものとする。

4 第六十三条の規定は、第二項の規定によつて、事業団の分配は、行なわない。

5 酪農振興基金の解散については、廢止前の酪農振興基金法(昭和三十三年法律第七十三号)第四十四条第一項の規定による残余財産の分配は、行なわない。

6 前条第一項の規定により事業団の設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職權で、酪農振興基金の解散の登記をしなければならない。

7 第八条 昭和三十六年度の原料乳、指定乳製品及び指定食肉の安定価格の決定については、第三条第一項中「当該年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後のみやかに」とする。

8 この法律の施行の際現に畜産振興事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後のみやかに」とする。

9 第九条 事業団は、その成立の日ににおける資本金の額のうち第十七条第一項に規定する者の出資する部分の額が五億円に満たない場合は、昭和三十九年三月三十一日までに、その部分の額を五億円以上とするよう、その資本金を増加するものとする。

10 第十条 事業団は、当該年度の開始前に、第十七条第一項に規定する者が事業団に対し出資したものとされた金額については、当該出資者は、事業団に対し、その成立の日から一ヶ月以内に限り、当該持分の払いもどしを請求することができる。ただし、第四十五条の規定による保証契約に係る債務を負担している者については、この限りでない。

11 第十一条 事業団は、当分の間、中央卸売市場以外の市場であつて、農林大臣の指定するものは、第三十九条第二項及び第三項並びに第四十一条の規定の適用については、中央卸売市場とみなす。

12 第十二条 事業団は、当分の間、第四十八条第一項の特別の勘定において第五十三条第一項に規定する

2 滅止前の酪農振興基金法第二十九条第一項第一号から第三号まで

の規定による保証契約に係る債務を負担している出資者は、農林省とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

3 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができない。

4 事業団は、担保を提供しなければ、前項の規定による請求をすることができる。

5 事業団は、第一項の規定による請求があつたときは、第十九条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払いもどしをしなければならない。

6 附則第十二条の規定の施行前に定による行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

7 第九条 事業団は、当分の間、中央卸売市場における資本金の額のうち第十七条第一項に規定する者の出資する部分の額が五億円に満たない場合は、昭和三十九年三月三十一日までに、その部分の額を五億円以上とするよう、その資本金を増加するものとする。

8 第十条 事業団は、当該年度の開始前に、第十七条第一項に規定する者の出資する部分の額が五億円に満たない場合は、昭和三十九年三月三十一日までに、その部分の額を五億円以上とするよう、その資本金を増加するものとする。

9 第十一条 事業団は、当分の間、中央卸売市場以外の市場であつて、農林大臣の指定するものは、第三十九条第二項及び第三項並びに第四十一条の規定の適用については、中央卸売市場とみなす。

10 第十二条 事業団は、当分の間、第四十八条第一項の特別の勘定において第五十三条第一項に規定する

及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第五十条第一項中「当該事業年度の開始前に」

とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

11 第十三条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

12 第十四条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

13 第十五条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

14 第十六条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

15 第十七条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

16 第十八条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

17 第十九条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

18 第二十条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

19 第二十一条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

20 第二十二条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

21 第二十三条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

22 第二十四条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

23 第二十五条 附則第十二条の規定の施行前に定による請求をすることができる。

